

戦後被爆者の生活史  
—個人的・集合的経験、文化的表象の観点から—

同志社大学社会学部社会福祉学科

1109 18 2095

安野伊万里

指導教員：鈴木良

## <梗概>

1945年8月9日11時2分、長崎に1発の原子爆弾（以下、原爆）が投下され、多くの市民が殺害された。爆死を免れて被爆者となった人々は、多くの苦難を抱えながら生きてきた。76年が経過した現在でも、当時の経験が被爆者の生活に影を落とす。本研究では被爆者2名へのインタビュー調査による生活史に依拠して、戦後の長崎における被爆者の生活経験を分析し、「生活者としての被爆者」を描くことを目的とした。

本研究は第一に、アーサー・クラインマンの「患うこと」をめぐる議論を通して、被爆の経験を、1) 主観的・生物医学的・マクロ社会的側面と、2) 主観的側面の個人的・集合的経験、文化的表象から解釈した。第二に、ミシェル・ド・セルトーの「生活戦術」の概念を援用し、困難を迂回し、やわらげながら「なんとかやっていく」わざを編み出す能動的存在としての被爆者の姿を明らかにした。

## <目次>

### 序章 研究の背景と目的

- 1 研究の背景
  1. 1 被爆者をめぐる動向
  1. 2 先行研究
- 2 研究の目的

### 第1章 調査概要

- 1 調査方法
  1. 1 調査対象者との出会いの経緯
  1. 2 インタビュー方法
- 2 インフォーマント
- 3 調査理論
  3. 1 生活史とは何か
  3. 2 被爆の歴史にあてはめる
  3. 3 被爆者の生活上の困難
- 4 分析視点

## 第2章 ある女性の被爆経験

- 1 被爆 一傷を負うまで
  1. 1 養女になる
  1. 2 身体の傷
  1. 3 半身不随のはじまり
- 2 青春を生き抜く
  2. 1 藁草履と通学路
  2. 2 冷たい視線
  2. 3 孤独な特訓
  2. 4 仲間との出会い
- 3 働く
  3. 1 「被爆者の店」 一日々の糧を得る
  3. 2 経済的困窮
  3. 3 忘れられない言葉
- 4 生活していく
  4. 1 「ぼちぼち」のリズム
  4. 2 結婚について
  4. 3 「自分のことは自分でせんばね」
  4. 4 共闘 一松谷訴訟
- 5 考察

## 第3章 ある信徒の被爆経験

- 1 戦争の一端を担う
- 2 被爆 一困難さとの対峙
  2. 1 浦上までの長い道のり
  2. 2 奪われた日常
- 3 浦上天主堂の「受難」
  3. 1 崩壊 一「もう世の終わりと思ったもん」
  3. 2 記憶と再建
- 4 「浦上」に生きる

- 4. 1 神父への道 ー東京へ
- 4. 2 浦上へ戻る ー結婚と就職
- 4. 3 現在の生活と、健康であること
- 5 「与えられたもの」の消化
  - 5. 1 「試練」としての原爆投下
  - 5. 2 生を全うすること
  - 5. 3 摂理のもと、人生を編んでゆく
- 6 考察

## 終章 まとめ

- 1 結論
  - 1. 1 「患うこと」としての被爆経験
  - 1. 2 「病い」としての被爆経験
  - 1. 3 「生活戦術」
- 2 研究の意義と課題
  - 2. 1 意義
  - 2. 2 課題

あとがき

引用文献

謝辞

## 序章 研究の背景と目的

### 1 研究の背景

1945年8月6日と同年8月9日の原爆投下により、広島では約14万人、長崎では約7万人が殺害された。1994年に制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が定めた被爆者<sup>1</sup>（被爆者健康手帳保持者）は2021年現在、約12万7000人である（厚生労働省2021年3月）。被爆者健康手帳（以下、被爆者手帳）を保持する被爆者以外にも、「被爆体験者」とされる人々や、被爆をしても手帳を申請しない人々が存在するため、実際は統計上よりも多く存在すると言われている。

多くの被爆者たちは戦後の生活の中で、原爆症の恐怖と経済的困窮、社会からの偏見に晒され、差別構造に組み込まれながら生きてきた。長崎の代表的な被爆者である福田須磨子（1974年に54歳で死没）は、詩『ひとりごと』の中で、被爆者として生きる経験を「何もかもいやになりました」と表現し、被爆者への補償・援護の不足を訴えた（福田1956：14）。

#### 1. 1 被爆者をめぐる動向

1951年に締結されたサンフランシスコ平和条約第19条賠償権放棄条項において、日本政府は被爆者への賠償責任を放棄した。そのため、これまでに施行された被爆者への援護法は国家補償としての制度ではなく、あくまで「措置」と位置付けられる。措置としての援護施策であっても、軍人・遺族恩給や福祉諸制度と比べ、制定・施行が極端に遅れていた（黒岩2015：54-55）。1954年、アメリカ合衆国によって遂行されたマーシャル諸島共和国のビキニ環礁水爆実験をきっかけに日本中で原水爆禁止運動が広がった。広島や長崎の被爆者たちの声も届くようになり、運動や国民世論に後押しされた日本政府は、戦後12年もの月日が経過した1957年、被爆者の救済措置に乗り出した（同掲書55-56）。

表1 被爆者に関する制度の整理（黒岩（2015：50-59）を参考に筆者作成）

制定年	法律名称	内容
1957年	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（通称：原爆医療法）」	原爆投下から12年後、被爆者に対する初めての援護法を制定。大半を医療的措置とし、福祉的支援は欠如していた。
1968年	「原子爆弾被爆者特別措置法（通称：特別措置法）」	「福祉」の充実を図るとし、原爆医療法に生活面における各種手当が追加。しかし、被爆距離や疾病の種類や程度が限られ、「健康」への影響のみが考慮の対象となった。
1994年	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（通称：被爆者援護法）」	1957年の原爆医療法と1968年の特別措置法を一本化したもの。所得制限が撤廃され、被爆者手帳保持者が死亡した際の特別葬祭給付金を支給するとした。高齢被爆者を見据えたものの、やはり具体性に欠け、健康状態の条件の緩和や精神的援助は含まれない。

## 1. 2 先行研究

これまでに被爆者を取り扱った研究には、さまざまな分野から着手されている。トラウマ論を専門とし、被爆者の精神的閉塞について分析したロバート・J・リフトン（1968=2009）のほか、被爆者の生活史を聞き取り、被爆者の自己像の形成過程を概念化した石田忠（1973）や、広島の記事に関する言説についての権力構造や被爆者たちが同心円上に配置されていく民族誌を描いた米山リサ（1999=2005）などがある。

精神医学者のリフトン（1968=2009）は、被爆から17年後（1962年）の広島で、一般市民や学者、活動家などを含めた被爆者73名に個別インタビューを伴う調査を実施した。その結果をまとめたものが、『Death in Life Survivors of Hiroshima（邦題：ヒロシマを生き抜く）』（1968=2009）である。「死の汚染」という要素をもつ被爆者には「死の不安」や「死に対する罪意識」があるとした（Lifton 1968=2009：292-296）。ケロイドや原爆症などの「烙印」を押され、心理的トラウマを抱え、生きる希望さえ見つけられないような絶望の中に置かれた被爆者たちは、徐々に精神が麻痺し「心理的締め出し」の状態に陥った。被爆者たちは、「<sup>アンビヴァレント</sup>両面感情的」な状況にありながらも、不安や罪意識に対して否定、肯定あるいはその両方の感情を抱きながら心理的閉塞を克服していく（ibid 416-418）。しかしその後、リフトンは、被爆者たちの精神的苦悩から回復していく過程を「悲観的にとらえて」いるとし、多くの研究者からの批判の対象となった（深谷 2018：24）。

社会学者の石田忠（1973）は、一橋大学の研究チームとして、被爆者の生活史の聞き取り調査を行った。石田忠『反原爆』（1973）では、C・ライト・ミルズの「社会学的想像力」<sup>2</sup>の概念を用いて、「巨視的な歴史と微視的な生活史」を結び、「被爆者の生活史・精神史のなかに、構造の問題としての〈被爆者問題〉の表出を読みと」った（石田 1973：44）。石田は、〈原爆〉が指すものとして、被爆の瞬間や被爆直後の体験に限らず、「戦後過程の全てを包摂する程の広がり」を視野に入れる（石田 1973：22）。すなわち、戦後の被爆者個人の生活の中にこそ、原爆の影響を見出す必要性があると主張する。〈原爆〉という戦後の経験の中で、被爆者が自己を見出すためのいくつかの典型的な段階が発見された。それは、被爆直後から、精神的・身体的に「荒廃」の中で絶望する〈漂流〉と、絶望の中に希望を見出し、自らの生をもって「反核の意志を形成し」（高山 2016：12）、生きる意味を確立させる〈抵抗〉を定義した（石田 1973：24-99）。石田は、リフトン（1968=2009）が描いた悲観的な被爆者像から、強さを見出すことで彼／女たちの生を肯定した。長崎の被爆者福田須磨子の生活史を通して、彼女の約10年間の精神的閉塞という〈漂流〉の状態から、社会や政府に対する怒りをもち、原水爆禁止運動に積極的に関わる〈抵抗〉の状態へと立ち直っていく被爆者のモデルを示した（深谷 2018：24-25）。

人類学者の米山リサは、『Hiroshima Traces: Time, Space, and the Dialectic of Memory (邦題：広島 記憶のポリティクス)』(1999=2005)において、広島における「『想起』と『忘却』の権力作用」を人類学的エスノグラフィ<sup>エスノグラフィ</sup>として描き出した(Yoneyama 1999=2005 : v-xii)。国家ないし社会的な圧力の結果、人々の記憶に残る「ヒロシマ」は原爆と切り離され、世界平和の象徴となった(ibid 25-29)。米山は、国家や行政に「飼い慣らされた原爆の語り」とは異なる表象を模索する被爆者を訪ね、活動の様子を記録している。さらに、韓国人<sup>3</sup>原爆犠牲者慰霊碑をめぐる議論も展開する。日本によって植民地支配を受け、被爆後も補償や記憶の場から除外された韓国人被爆者たちに言及し、被爆者の中でもさらにマイノリティの立場に置かれた人々に対する差別構造を明らかにした(深谷 2018 : 31)。

リフトン(1968=2009)や石田(1973)らの調査の後から、「集合的記憶には還元できない記憶の個性をどうとらえるのか」という命題を中心とした研究がなされた(深谷 2018 : 32)。高山(2016)は、ライフ・ストーリーの手法を通じて、継承活動における語りの配置について研究した。被爆者たちの語りの中の「死の罪意識」がまさに原子爆弾が作り出した同心円に従い、死者を中心とした言説におけるもう一つの同心円が形成されていると分析した(高山 2016 : 19-23)。これに対して、直野章子(2011)は、実際には個人によって経験の度合いは異なり、物理的被害と精神的被害が比例するとは限らないことを挙げる。原爆による被害者は「広島」と「長崎」に留まらず全国・世界に存在することや、原爆による被害は本人のみならず家族や友人にも及ぶことから、単に距離によって機械的に規画された同心円の構造から脱出する必要性を唱える(直野 2011 : 70-72)。その他、四條知恵の『浦上の原爆の語り』(2015)のように、原爆投下に対するローカルな語りを通し、被爆地の地域性や被爆者の集団の言説について、歴史学の視点から考察したものもある。

このように、「被爆体験の言説分析」や「証言や語りの解釈」に焦点を当てた研究は多く存在する。しかし、被爆の経験を社会福祉学的観点から捉え、被爆者の生活経験を詳細に記述し、社会福祉制度と絡ませた研究は少ない現状にある。被爆の経験により、心身ともに大きな傷を負った被爆者たちは、これまでさまざまな困難に直面してきた。そのため、被爆者たちが抱える生きづらさや、困難に立ち向かうための日常実践を記録し、現行の制度や体制の問題点などを明らかにする必要がある。

黒岩晴子(2009)は、被爆者が抱える問題のうち社会福祉援助の観点において重要な意味をもつものとして、原爆孤児や原爆孤老、原爆小頭症や高い重複がんの発生率などを挙げる。戦後、被爆者関連の援護施策立法化は、生活保護法などの「福祉三法に比べると極端に遅れていた」と指摘する(黒岩 2009 : 39)。被爆者を対象とした福祉専門職による相談援助や、社会保障制度などの公的資源に乏しい状況から脱するため、当事者同士あるいは医療ソーシャルワーカーを含む有志の支援者による相談事業が発展したと考えられている(黒岩 2009 : 41)。他にも、ソーシャルワーク教育の場において被爆者支

援がソーシャルワークにおける課題として追求されていない現状を批判する。「福祉を成立させる大前提」として平和を位置づけ、社会福祉実践に、被爆者問題やアジア諸国への侵略の歴史をはじめとした「平和の視点を取り入れた体系的な教育」が必要であると説く（黒岩 2015：15-16）。

## 2 研究の目的

被爆者の平均年齢が 83 歳を超え（厚生労働省 2021 年 3 月）、実際に被爆の経験をもつ当事者から直接話を聞ける時代は終わりに近づいている。2020 年 10 月に核兵器禁止条約への批准国が 50 ヶ国を達成し、2021 年 1 月には核兵器禁止条約が発効した。法的に核兵器の保持が違法となった今、多くの人々や国家が核兵器の非人道性について理解を示している。

一方で、これまで核の被害者となってきた人たち——広島や長崎の被爆者だけでなく、福島の被爆者及び大国の植民地として核兵器の実験場となった南太平洋の人々、ウラン採掘場のあるガボン・ムナナの人々、放射性廃棄物の処理場と化した故郷で暮らすネバダのネイティブアメリカンなど——の生活は今も「原子カマシーン」の歯車の一端を担い、周縁化されながらも続いている（内山田 2019：223-229）。

被爆者たちはその人生において一貫して被爆者であり続けなければならない。被爆者たちが被爆した瞬間の描写は、体験記などに多く残されているが、被爆の経験はある一時点における体験ではなく、被爆後の人生に多大な影響を与えてきた線的な経験である。

本研究では、被爆者へのインタビュー調査を通し、被爆者が戦争前後の生活の中で直面した困難と、被爆という過酷な経験が露わにした人々の脆弱性の実態を、医療人類学者のアーサー・クライマン（1988=1996）が提唱した「患うこと」と「病い」の理論をもって明らかにする。さまざまな困難に直面する中、困難を迂回し、ときには環境に依存しながら生きてきた被爆者たちがいる。フランスの学者、ミシェル・ド・セルトー（1980=1987）は、市民の生活そのもの、および困難への対処の仕方を「生活戦術」と名づけた。「生活戦術」とは、自分たちを抑圧し苦しめる体制や権力構造に対して、日常的に繰り返される抵抗である。本研究では、現行の制度の問題点を指摘するとともに、被爆者がどのような生活戦術を駆使して困難に対処し、どのように回復していったのかという過程についても明らかにする。



## 第1章 調査概要

### 1 調査方法

#### 1.1 調査対象者との出会いの経緯

筆者は、2015年、長崎県内の高校に通っているときから、核兵器の廃絶を目指す高校生による市民平和運動（高校生平和大使<sup>4</sup>、高校生1万人署名活動）に携わっていた。高校時代には、毎週のようにメンバーと集まり街頭に立って署名活動を行っていた。平和・原爆関係の集会および証言会などに顔を出すうちに、多くの被爆者と顔見知りになり、関係者たちとのネットワークを構築してきた。被爆者運動や平和運動における貴重な出会いを通して、研究の問いが生まれ、インタビュー調査に協力してくれることになる人と繋がることができた。以下は、筆者が本研究のインフォーマントである被爆者2名にたどり着くまでの詳細な経緯である。

2020年の5月ごろ、筆者は「被爆者の店」に興味をもっていた。「被爆者の店」は、他業者への業務委託を経て現在は閉鎖されているが<sup>6</sup>、経営難に陥る1998年までは原爆被災者協議会（以下、被災協）が運営していた売店だ。この売店は被爆者の働き口となっていた。売店に関する文献は少なく、当時の様子を詳しく知るために、売店で勤務経験をもつ被爆者を探していた。筆者と高校時代より知り合いであったテレビ局の記者を通じて、被災協の事務員として長年勤務している横山照子さんと会った。横山さんは、「被爆者の店」で勤務していた、松谷英子さんと親交がある。その場で横山さんが直接、松谷さんに連絡を取り、同年6月に松谷さんへの初回インタビューが実現した。2021年9月には、筆者が直接電話で連絡し、2度目のインタビューに協力してもらった。

2020年10月ごろには、筆者は被爆者ソーシャルワークについても関心をもった。高校時代、2017年に訪問交流した経験のある「社会福祉法人純心聖母会 恵の丘長崎原爆ホーム（別館）」<sup>7</sup>の職員を介して電話で連絡を取った。新型コロナウイルス感染拡大の中にあっただが、2020年11月にはホームの職員2名が聞き取り調査に協力してくれた。職員の知人である、深堀繁美さんからもインタビューの協力が得られることになり、同年11月、インタビューが実現した。

#### 1.2 インタビュー方法

本研究における聞き取り調査は、半構造化自由回答法を使用した。面接調査における半構造化自由回答法とは、構造化回答法と自由回答法の間位置する。調査者はあらかじめ決められた質問事項をもとに質問をするが、インフォーマントの回答次第で、質問内容が変わったり、新たな疑問が生まれたりするのが特徴である（上野2018：173-176）。

聞き取り調査の際の質問は、主に原爆投下を軸に構成されている。原爆投下以前の生い立ちから、被爆時あるいは被爆直後の様子や行動、被爆後の生活について質問した。個人の経験のみならず、家族との関係、社会との関わり方についても尋ねた。それぞれのライフステージにおける経験やそれに伴う困難などについても話してもらった。

インフォーマントの語りを補う資料として、松谷英子さんの生活史には、長崎原爆松谷訴訟を支援する会編集・発行（1993）『長崎原爆松谷訴訟 資料集 6 松谷英子の証言』を使用した。深堀繁美さんの生活史には、浦上小教区編（1983）『神の家族 400年・浦上小教区沿革史』を使用した。

本研究における倫理的配慮として、以下のことを行った。まずインタビュー開始前に、本研究の構成、意義や目的などを口頭および書面にて説明した。答えたくない質問やインタビューを中止したい場合にはいつでも中断できる旨を伝えた上で、インタビューの記録を論文等で公開することに了承してもらったのち、同意書に署名をいただいた。後日、インタビュー結果を対象者宛に郵送し、インフォーマント本人および家族の方より公開内容の確認および誤りの訂正をしていただき、筆者が修正を加えた。

本論文では、調査対象者の実名を公開している。インフォーマントである松谷英子さんと深堀繁美さんには、本研究の位置付けを理解していただき、実名で公開することを快諾していただいた。「そこで暮らす人の生活や人生をうわまわる調査はない」ことを念頭におき、個人のプライバシーの配慮に努めた上で、実名での論文執筆に至った。

匿名ではなく実名で公開する目的は以下の点にある。本論文は、個人の証言や生活の歴史から被爆の経験の全体像を描き出すことを目標としており、団体や個人の歴史的事実を記録に残すことに意義があると考えている。確かに、語りの主体を匿名化することにより、インフォーマントのプライバシーを守り、社会関係との調和を保つことができるだろう。調査者である筆者がインフォーマントである2人の生活について尋ね、実名で語ってもらうことは、「調査の暴力性」を曝露させ、「マジョリティであるわたし（筆者）の暴力性」を振りかざすことをも意味する（岸ら 2016：90-166）。しかし、被爆者から直接話を聞くことができる時間が限られてくる中で、被爆者によって語られる経験をその人自身の言葉で、「歴史的事実」として後世に残していくことは大変重要であるとする。

## 2 インフォーマント

本論文におけるインフォーマントは2名の被爆者である。筆者はこれまで、今回取り上げる2名の被爆者以外に、原爆ホームの職員2名と、女性被爆者1名にもインタビューを実施した。原爆ホームでは、施設で暮らす身寄りのない被爆者や、ホーム設立初期に入所していた精神・知的障害をもつ被爆者、毎年8月に体調を崩す被爆者などの存在について調査することができた。もう1名の被爆者は、90代の女

性である。流産をきっかけにした離婚を経験しながらも新たな家族と出会い、暮らしてきた。長年、反核平和運動に取り組み、生きがいとしてきた方である。

本論文で、松谷英子さんと深堀繁美さんの2名をインフォーマントとして取り上げる背景には、2人の対照的な語りがある。クラインマンの理論を使った生活経験の分類と、セルトーの「生活戦術」の概念を検討するにあたり、性別や社会的ネットワークの築き方、原爆の捉え方がそれぞれ大きく異なる英子さんと繁美さんの語り有効と判断した。

松谷英子さん（女性）は現在（2021年12月時点）79歳で、長崎駅や県庁がある長崎市内中心地からバスで45分の深堀町の県営アパートに一人で暮らす。1945年8月9日、英子さんが3歳だったとき、爆心地から2.45km離れた稲佐にある自宅で被爆した。縁側で鶏を見ながら遊んでいた英子さんの左頭部に、爆風で飛ばされてきた屋根瓦が突き刺さり、意識を失った。放射線で汚染された瓦が刺さった傷が塞がるまで2年半の歳月を要した。右半身に麻痺が残ったため、これまではすべて左半身を駆使して生活してきた。戦後は、大変な努力の末、ソロバン検定2級を取得し、「被爆者の店」の事務員として37年間勤務した。1988年、原爆症の申請を当時の厚生省が却下したことに対して訴訟を起こし、「長崎原爆松谷裁判」の原告となる。2000年、この裁判は勝訴に終わった。現在は、週に1回の訪問介護を受けながら、自分で料理・洗濯・掃除をこなして暮らしている。

深堀繁美さん（男性）は現在（2021年12月時点）90歳で、浦上天主堂裏の自宅で娘と一緒に暮らす。1945年当時、繁美さんは13歳で、大浦にある神学校での寮生活を送りながら、旧制中学校に通っていた。同年8月9日、動員された中学のクラスメイトとともに軍需工場で作業中に原爆が投下され、被爆した。爆心地から約4km離れた場所だった。原爆投下の翌日10日、家族が暮らしていた浦上に戻り、心の拠り所となっていた浦上天主堂の倒壊を目撃する。この原爆によって姉2名、弟、妹が犠牲となった。戦後は、神父になることを夢見て神学の勉強に勤しんだ。東京の大学に進学するも、大病を患い退学。故郷浦上での療養生活ののち、自宅近くのカトリックの高校事務員に採用され、定年まで働いた。現在は、配偶者はすでに亡くなり、娘と暮らす。浦上教会で行われる早朝ミサに欠かさず参加し、仲間の信徒たちと談笑して時間を過ごすことが日々の楽しみである。

表2 インフォーマント概要

名前	松谷英子さん	深堀繁美さん
性別	女性	男性
被爆時年齢	3歳	13歳
被爆地点（被爆距離）	稲佐（2.45km）	大浦（3.4km）
インタビュー日時	①2020年6月17日14時～ ②2021年9月4日10時～	2020年11月25日14時～
インタビュー時間	①1時間21分 ②1時間40分	1時間26分
インタビュー場所	①②ともに松谷さんのご自宅	浦上教会司祭館
インタビュー当時年齢	①78歳 ②79歳	89歳

### 3 調査理論

#### 3. 1 生活史とは何か

本研究は、生活史を採用する。

社会学者の岸政彦（2018）は、生活史について「歴史と構造のなかで人びとがどう生きてきたかを描くこと」と説く（岸2018：30）。事実関係とは切り離されて考えられる、語り手と聞き手の間で構築される「ライフ・ストーリー」とは異なる。歴史的な出来事そのものに重点を置く「オーラル・ヒストリー」とも異なる。生活史における語りとは、実在する、あるいは実在した世界とつながっている媒体としての記憶と認識することができる。社会にあるさまざまな厳しい条件の中で、人が自分たちの生活に「豊かな意味づけ」をしながら懸命に暮らすことを理解することは、「他者の合理性」と定義付けられる（同掲書21-31）。「他者の合理性」を記述する取り組みが、生活史の聞き書きといえるだろう。

#### 3. 2 被爆の歴史に当てはめる

1945年8月9日11時2分の一瞬の出来事は、生存者たちによる「ピカッと光ってドーンと大きな音がした」という語りによって表現されることが多い<sup>8</sup>。戦後、それぞれの暮らしを営んできた被爆者たちが、それぞれの場所で経験し目撃した爆発の瞬間を、これまで語り継いできたのだ。川に浮かぶいくつもの遺体や、焼け焦げた動物や植物、一面が焼け野原になったふるさとの光景など、被爆者たちが語るあのときの経験のディテールにはいくつもの共通点がある。ある出来事と語り手自身をつなぐ語りに登場するディテールは、「実在への回路」であり、出来事の一片を鮮やかに描きだす（岸2018：21）。

人々のこれまでの努力によって、世界には多くの被爆証言が残されている。個々の語りの膨大な記録が証言する世界と、現在私たちが生きる世界の線的なつながりを、被爆者は知っている。彼／女たちの言葉によって紡がれる被爆の経験を、もう一度細部まで描き出したい。

### 3. 3 被爆者の生活経験

被爆の瞬間あるいは被爆後数日間に関する記憶は鮮明に語られ、文献の刊行や動画の公開、あるいは講演会といった媒体で、多くの証言が世に出されている。しかし、被爆後さまざまなライフステージを経ていく被爆者の生活に焦点を当て、彼／女らの生活上の困難を丹念に聞き取った調査は限られている。

被爆者たちが原爆によって負わされた傷は、「からだ、くらし、こころの総体の被害」であり、終わりはない（黒岩 2012 : 18）。がんをはじめとする身体の問題や、トラウマや喪失体験などの心理的な健康問題、根拠のない偏見や結婚差別、就職差別、社会関係や家庭関係の崩壊など、ここでは網羅不可能である（黒岩 2015 : 102）。このように、被爆者の身体、精神、社会的側面に押された烙印は、日々を生きていく上での軛となり、さまざまな困難を生じさせてきた。被爆者を被爆者たらしめるものは、戦後の生活の困難さなのではないか。

被爆者に対する救済措置は、他の社会福祉制度に類を見ないほど遅れていた。制定後も多くの被爆者が対象外とされ、制度的な支えがない中で日々の糧を得る必要があった。当事者研究としての役割も担う本研究では、生活者としての被爆者からみた戦後の生活と、彼／女らの生活の中にある困難に焦点を当て、被爆者が語る人生の中から「被爆の実相」を捉え直す。

## 4 分析視点

これまでの被爆者研究において、被爆の瞬間から現在に至るまでの歴史や主観的経験を被爆者自身の言葉で書き残したものはあまり多くない。社会学者の石田忠（1973）は、福田須磨子をはじめとして、被爆者を対象とした先駆的な生活史調査を行った。しかし、被爆者自身の言葉で語られた経験の背景にある社会的側面や文化的側面に関しては、捉えきれていない面もある。本研究では、2人の生活史を分析するにあたり、以下のアーサー・クラインマン（1988=1996）の著書『The Illness Narratives（邦題：病いの語り）』で発表された理論を引用しながら、「被爆」という患い（suffering）および被爆者の生活経験を考察する。

医療人類学者のアーサー・クラインマン（1988=1996）は、「患うこと（suffering）」の経験についての3つの分類を提示した。1つ目の「病い（illness）」とは、ある症状に対する個人ないし社会の認識であり、患者によって経験される痛みや苦悩（distress）への対処方法を含む。2つ目の「疾患（disease）」とは、治療者が、<sup>バイオメディカル</sup>生物医学的モデルに従って診断する症状であり、身体構造や機能の変化に限定される。3つ目は「病気（sickness）」である。これは「マクロ社会的（経済的、政治的、制度的）」要因が、ある特定の母集団に包括的な影響を及ぼした結果発生するものである。すなわち、「政治的抑圧や、経済的剥奪や、人びとに不幸をもたらすその他の社会的な諸力の反映」である（Kleinman 1988=1996 : 47）。

クラインマンの最大の研究対象である「病い」の物語は、三角形の枠組み<sup>ストーリー</sup>によって構成される。1つ目は、ある時代や場所において広まる意味やイメージなど、「原型<sup>プロトタイプ</sup>となる物語の構造」を創造する「文化的表象 (cultural representation)」である。2つ目は、ローカルな世界において「共有される身体の構え (ハビトゥス)」を含めた、「共有された行動のスタイルやパターン」としての「集合的経験 (collective experiences)」である。3つ目は、大多数の人が病いについて考えるときの中心的要素として用いる「個人的経験 (individual experiences)」である。これら3つの要素は相互に作用しており、「三点測量」することによって「患い」の全体像および患う主体の物語を理解することが可能となる (ibid iv-v)。本論文では、被爆者としての生活経験 (病い) を、「身体 (個人的経験)」・「社会 (集合的経験)」・「文化 (文化的表象)」の文脈に位置づけ、記述していく。

社会学者の石田忠 (1973) は、被爆者の心理的経験の過程を<漂流>と<抵抗>として定義付けた。「荒廃への過程に身をゆだね」ることを<漂流>とし、行き着く先は「死」しかないとした。対して、<抵抗>とは、<漂流>から抜け出し、批判しつつ、自分自身の「歴史的・社会的意味を発見」していくことを意味する (石田 1973 : 24-35)。

被爆後の生活において<抵抗>と名付けられている実践の中にもさまざまなものがあった。それは心理状態に限らず、日々の暮らしの中に埋め込まれた「試行錯誤的な」営みとして実行された。

フランスの学者ミシェル・ド・セルトー (1980=1987) は、著書『L'Invention du quotidien. 1. Arts de faire (邦題：日常生活実践のポイエティック)』で、人々の実践のありかた、すなわち「もののやりかた」<sup>マニエール・ド・フエール</sup>が「社会文化的な生産の技術によって組織されている空間をふたたびわがものに」すると説く (de Certeau 1980=1987 : 21)。一般の人々の実践は、ただ現状を耐え凌ぐものとしてだけではなく、たえず巧みに「機会<sup>チャンス</sup>」や「自分の外にある力<sup>エントランジエ</sup>」を利用しながら奇策を打ち立てる「独創」的技術ともいえる。この「なんとかやっつけていく」技術のことを、「生活戦術」と言う (ibid 33-127)。押し付けられた「空間内でおこなう操作<sup>マニピュレーション</sup>」や「力関係の計算」のことを指す「生活戦略」とは異なり、「生活戦術」は流動的に「空間を利用し、あやつり、横領する」という「弱者の技」のことを指す (ibid 107)。被爆者たちは、過酷な状況に追いやられながらも、「自分に必要な要素の組み合わせ」を見つけ、困難への独自の対処法を編み出し、システムに対する小さな抵抗を続けてきた (ibid 33)。

本論文では、上に紹介したクラインマンとセルトーの理論を援用し、被爆という「病い」を患う経験と、生活の中で生じる困難への対処の方法を記述し分析していく。

## 第2章 ある女性の被爆経験

### 1 被爆 一傷を負うまで

#### 1. 1 養女になる

松谷英子さんは、1942年、長崎の伊王島で誕生した。生まれてすぐ母親が亡くなり、兵隊から帰ってきたばかりの父親には兄2人の世話が手一杯だろうという懸念から、英子さんが7ヶ月のとき、子どもを長く欲しがっていた夫婦の養女となった。のちに、英子さんが小学校1年生の頃からは、3歳年上の姉も養女として家族になった。養母のシマさんと養父の甚太郎さんは、英子さんを「ひいこ」と呼んで大切に育てていた。

#### 1. 2 身体の傷

1945年8月9日午前11時2分、英子さんは自宅の縁側でニワトリを見ながら遊んでいた。原子爆弾が炸裂した時の爆風によって飛ばされてきた屋根瓦の破片が左脳部に刺さり、傷の深さは5cmにもなった。お昼ご飯の用意のために七輪で火を起こしていた養父<sup>10</sup>と、味噌の配給を取りに外へ出ていて命からがら家にたどり着いた母、シマさんは英子さんを一生懸命探し、手足が人形のようにぶら下がり気を失っている英子さんを発見した。

養父母は、英子さんを救護所に連れて行き、辛抱強く順番を待って医者に診せた。死んだようになっている英子さんを見た医者は、「この子は生きてるのか」と聞いた。もうすでにたくさんの負傷者を抱えていた医者は、「傷が浅かったら承知しないぞ」と言い、ハサミをとって傷の周りの髪の毛を切り、頭の中を覗いた。すると、2、3歩後退りして「手遅れです。申し訳ありませんでした」と言った。英子さんの傷には三角に割れた瓦が5cmもの深さで突き刺さり、血が止まらなくなっていた。血止めの処理をし、薬も乏しかったため、「赤チンキ」をつけるだけでその日の治療は終了した。

救護所から帰る途中、「もう10歩行けば我が家が見える」ところで、英子さんは痙攣を起こし、気を失った（長崎原爆松谷訴訟を支援する会1993：38）。近くにいた大人たちが、英子さんの鼻の中にユキノシタ<sup>11</sup>という薬草の汁を絞り入れ、身体の前後から圧迫すると、英子さんは息を吹き返した。その後も何度となく、突然の痙攣や断続的なひどい頭痛などを経験することとなる。

#### 1. 3 半身不随のはじまり

英子さんの頭にできた深い傷は、ただの切り傷ではない。放射能によって汚染された瓦が刺さっている。そのため、時間が経過するにつれ傷口が腐っていき、髪の毛が抜け、頻繁にひきつけを起こした。

長崎市街には十分な食べ物がなく、再び連絡船が通い始めた 1945 年 9 月頃、父親の実家のある五島の富江に一家で身を寄せた<sup>12</sup>。祖母の往診のために家を訪れていた元軍医の医師が、縁側で寝ていた英子さんを見つけた。頭の傷の治療のために丸坊主にしていた英子さんを見て医師は驚き、「この子の頭はどうしたのか」と聞いた。シマさんが事情を説明すると、良い薬を持っているというので 2、3 ヶ月で治してもらえらるだろうということになった。しかし傷が深く一度に全ての範囲に薬をつけることはできず、つけた側から穴が開き、魚の腐ったような臭いのする膿が出る、という繰り返しであった。英子さんは座らせられたら座ったまま、寝せられたら寝たまま、自ら動くことはできないような状態にあった。

十分な治療薬が無い中、養父母は英子さんの治療に奔走した。鍼やお灸など、効くかもしれないと噂された治療法は全て試した。特に母親は、毎日銭湯に英子さんを連れていき、手足を丁寧にマッサージしていた。その母子の様子を見ていた他の家族は、母親の一生懸命さに驚いていた。当初、数ヶ月で治るだろうと言われていた傷が完全に塞がるまで、約 2 年半もの歳月がかかった。養父は、自分が面倒を見ていた時に傷を負わせてしまったことを悔いて、原爆のことを「あんまり触れようとしなかった」という（前掲書 6）。養父母は、「五体満足の子」をもらったのに、自分たちのところに來たばかりに原爆に遭わせてしまったことに責任を感じていた<sup>13</sup>。

## 2 青春を生き抜く

### 2. 1 藁草履と通学路

小学校にあがる前には、五島を離れ<sup>14</sup>長崎市街に戻ってきた。通学のために藁草履を使って歩く練習を始めた。右足は引きずるようにして歩くので途中で脱げやすく、シマさんが足首のところに紐を取り付けてくれた。英子さん専用の、母特製藁草履だった。何度も歩く練習をしたが、一步步いてはつまづく状態の英子さんを見たシマさんは、教育委員会と交渉し、英子さんの小学校入学を 1 年遅らせるように手配してくれた。

1 年後の 1949 年、英子さんは朝日小学校に入学した。学校は稲佐山中腹に位置しており、100 段以上<sup>15</sup>もの階段を登る必要があった。道もきれいに整備されておらず、通学路は大変険しい道のりだった。よくつまずき、身体ごと倒れ込んでいたため、生傷が絶えなかった。天気の良い日は姉に手を引かれ、雨や風の日には母のシマさんにおぶわれて登校した。

### 2. 2 冷たい視線

長崎市における英子さんの世代では被爆した人が多かったが、通っていた小学校には珍しく被爆者や障害者の児童がほとんどいなかった。火傷の跡やケロイドなどがない英子さんは、よく小児麻痺を疑わ



れていた。そのような環境の中で英子さんは目立ってしまい、いじめの格好の餌食となってしまう。右足を引きずるようにして歩く英子さんを見た周りの同級生たちは、歩き方の真似をしたり、差別的な言葉<sup>16</sup>ではやしたてたりした。それも大抵、5人や10人の集団になっていじめるのである。

いじめに遭った日、家に帰るといつもシマさんは気がついて「今日は何かあったやろ」と心配してくれた。いじめられたことを英子さんが話すと、シマさんは決まって次の日に、まだ先生が来ていない教室に入っていく、「この子はね、原爆で怪我してこういう身体になったんだから、いじめないでやってほしい」と同級生たちをお願いした。しかしその効果は2週間と続かず、いじめられる度にシマさんは何度となく校門をくぐることとなる。英子さんに対するいじめは、中学校まで続いた。

英子さんはもともと、運動すること自体は嫌いでなかった。スポーツをする機会はあまりなかったが、体を動かすことはとても好きだった。小学校1年生のときは体育の授業時間や運動会などでは、足を引きずりながらも走っていた。しかし、英子さんが走っている様子を見た周囲の人々は、からかうような言葉を発した。そんな言葉が耳に入ってくるのが嫌になり、運動会や体育、体操の授業までもすべて見学するようになり、人前で走ることをやめた。

### 2. 3 孤独な特訓

「将来のために何か技術を身につけていなければいけない」と母のシマさんと相談し、小学校高学年から始めたソロバンの検定で2級を取ったのは、高校2年生の時である（松谷 1970 : 53）。中学を卒業すると、姉と同じ高校の商業科に進学した。ソロバン検定6級から4級までは問題なく進んだが、3級からは伝票計算が入り、これが厄介なのであった。大抵の受験者は右手でソロバンを弾き、同時に左手で伝票をめくる。しかし、右手を動かすことが難しい英子さんは、左手で伝票をめくり、めくった伝票が戻ってこないように右手を左手で持って行って伝票を押さえてから、もう一度左手をソロバンの方に動かしソロバンを弾くという行程を踏む必要があったため、「人の倍時間がかか」ったのだ。

検定には、掛け算・割り算・見取り算・伝票計算の合計点だけでなく、個別の得点も合否に関わる。いつも伝票計算の時間が足りず、不合格だった。不合格の通知をもらって家に帰ると必ずシマさんが「ああ、今度もダメやったね、次に頑張ればいいじゃないね」と励ましてくれた。ひたすら、「人の倍時間かかる」作業をなんとか制限時間内に終わらせるという大変な特訓を続けた。1960年、英子さんが高校2年のとき、暗算が追加されて合格点も高くなる、さらに難関の2級に合格することができた。

## 2. 4 仲間との出会い

中学生のとき、近所の人の紹介で「原爆青年乙女の会<sup>17)</sup>」に入会する。最初は言われるがまま、母のシマさんに連れられて行っていたが、被爆をした大人たちの身の上話を聞いているだけでも、参加することに意味を感じ、月に1回ほどの会合にはほとんど毎回顔を出していた。

「原爆青年乙女の会」の会員たちと一緒に外出することもあった。バスを一台貸し切り、野母崎の海水浴場にも行ったことをよく覚えている。熱線を浴び、爆風に晒された被爆者の中には重度の火傷を負った人も多く、その多くが顔や首、背中などにケロイド<sup>18)</sup>として残っていた。海では服を脱ぐので、より火傷が目立ちやすい。周りの人たちからジロジロ見られたり、明らかな嫌悪感を向けてこられたりするのを理由に、そのような火傷を負った被爆者たちは1人や2人で一般の海水浴へ行くことができなかった。事情をよく理解している被爆者同士で遊びに行くほうが、精神的にも幾分楽だったのであろう。

## 3 働く

### 3. 1 「被爆者の店」 一日々の糧を得る

1961年、高校の同級生の兄が山口仙二さん<sup>19)</sup>であったことをきっかけに、英子さんは被災協が経営している「被爆者の店」の事務員として採用された。被災協（長崎原爆被災者協議会）は1956年に創設された被爆者団体である。長崎の被爆者団体<sup>20)</sup>の中でも特に歴史が長く、広く運動を展開してきた。「被爆者の店」は、1957年10月に被災協が支援金<sup>21)</sup>を募り建設された。バラックで建てられた小さな「被爆者の店」は、被爆者や被爆2世が中心となって働いていた<sup>22)</sup>。「被爆者の店」は「生活基盤の弱い被爆者に対する一種の雇用対策」であるとともに、被爆者の「心のよりどころ」にもなり、また被災協の「貴重な収入源」の多くを占めていた（山口2020：146）。

自身も4歳で被爆し、被災協の事務局で49年間相談員として勤務する横山照子さんは、「被爆者の店」が「原爆で障害を負った被爆者の仕事場=自立・更生と被爆者運動の拠点」となったと回顧する（横山2020：148）。売店で働いていた被爆者の中には、店に寝泊まりするほど仕事に精を出す人や、「ここ（被爆者の店）にきたからまともになった。来ていなかったらグレていたかもしれない。」と感謝の言葉を伝える人もいたという（横山さん談2021年8月）。

1961年、「被爆者の店」に採用された英子さんは、稲佐町の自宅からバスで通い始めた。直通のバスがなかったので、乗り換えをする必要があった。ちょうど同じバス停<sup>23)</sup>で待っていた人と話をすると今でも、「よく行きよったもんね」と驚かれる。英子さんは、事務員として売店の会計を担当し、伝票の計算などを任されていた。ソロバン2級の腕前を生かし、伝票めぐりから、パチパチとソロバンを弾く

まで、すべての作業を左手でこなした。売店では、修学旅行生や大人の団体観光客向けのお土産品<sup>24</sup>や、被爆者への授産事業の商品<sup>25</sup>を販売していた。

### 3. 2 経済的困窮

なんとか職を得ることができた英子さんだが、当時の生活はとても楽ではなかった。当時の高校卒業程度の新卒月給で 4600 円が相場だったのに対し、「被爆者の店」は事務職で 4000 円ほどだった。売店で働く人たちの給料はもっと少なかった。英子さんは養父母とともに暮らし、2 人を養う必要があったため、家計はいつも火の車であった。

1962 年、英子さんが「被爆者の店」で働き始めて 1 年後、稲佐町の自宅が火事に遭った。その日は、職場の皆で海水浴に行くため、午前中で仕事を切り上げる予定だった。しかし、出勤してまもなく、火事の知らせを聞く。同僚と一緒にタクシーに飛び乗り自宅へトンボ帰りするも、隣のパン屋さんからの火はすでに回りきっており、自宅は全焼。しかし幸いにも当時自宅にいたシマさんと姉に怪我はなかった。この時身につけていたのは海水浴に必要なものだけ。ワンピース、水着、小物が入ったカバンと靴、それだけである。そしてそれ以外のものは全て焼けてしまった。英子さんの服や靴は既製品ではサイズが合わず、身体の特徴に合わせたオーダーメイドでなければならなかった。特に靴に関しては、右足の靴底に厚みを加えた上に船底型にしないとうまく歩けなかったという（長崎原爆松谷訴訟を支援する会 1970：17）。特注品を一から作り直すことは、経済的にも容易ではなかった。その上、火災保険へ申し込もうと考えていた矢先の出来事であった。

一番悲しかったことは、直前まで質屋に預けていて、やっとの思いで取り戻したシマさんの着物が全て焼けてしまったことだ。シマさんがとても大切にしていた着物だったのに、一瞬にして焼けてしまったのが悔しくてたまらなかった。この火事による経済的および精神的な損失はとても大きいものだった。

### 3. 3 忘れられない言葉

「被爆者の店」で働いている時に言われた、忘れられない嫌な言葉がある。英子さんが店の近くの焼却所で紙類を焼いている時、売店に仕入れのための配達をしにくる人から、「あんたはどっから見てもあんたてわかるね」と言われた。足を引きずって歩く英子さんは、人に遅れをとらないよう様々な形の努力をしてきたのにも関わらず、見た目を理由に、大の大人にからかわれたこと ―それも「五体満足」の人― からの無神経な言葉とても傷ついた。このとき経験した差別は、今までの人生の中でも最も嫌な記憶であり、今でも忘れることはできない。

## 4 生活していく

### 4. 1 「ぼちぼち」のリズム

母のシマさんが元気だったときは生活に時間的な余裕があったものの、シマさんが体調を崩してから、仕事がある日は毎日午前4時半頃に起床し、午前6時半頃には家を出てバスに乗って出勤する生活が続いた。混雑時のバスにはなかなか空いている席がなく、職場までずっと立っておくことは困難であったので、ラッシュ時を避けて通勤していた。仕事を終えて帰宅するのは午後7時頃だ。帰ってきてから夕飯を作り、洗濯をし、お風呂を沸かし、シマさんと2人で入浴するなどをしていると、とっくに時間が経ってしまう。就寝はいつも日付が変わる頃、午前1時頃だった。ゆえに英子さんは常に睡眠不足に悩まされ、疲れやすくなっていた（長崎原爆松谷訴訟を支援する会1993：53-54）。

退職した現在も、忙しく暮らしている。現在、「要支援2」の介護支援区分認定を受けており、週に1度しかヘルパーが来られないため、ほとんどの家事を自分でこなす必要がある。スーパーの惣菜などは油物が多く苦手なので、できるだけ自分で料理を作り、自分で掃除・洗濯をし、お風呂にも毎日入っている。その分とても時間がかかり、午後3時頃から夕食の支度を始める。夜、人が訪ねてきても対応できるように、英子さんの入浴時間は早い。料理の準備を始める時分には、支度しておいたお風呂が沸いき、3時半ごろに入浴する。そのあと夕飯を作って食べ、後片付けをして、1日を終えるのである。だんだんと体力がなくなってきて、暮らすのは大変であると語る。

「この痛みていうのはもう死ぬまで続くんやろうねて思いますよ」

原爆によってできた頭部の傷は、完全に塞がってからも激しい慢性的な痛みとして姿を現す。朝痛み始めると、ズキズキとした痛みが一日中おさまらない。特に寒い時、暑い時に痛みがひどくなるという。しかし頭が痛い時にもやらなければいけない仕事がある。どうしても耐えきれないときを除き、ほとんどの場合はじっと痛みを我慢しながら、日常の仕事を続ける。特に、しっかりとした食事をすることは欠かさない。

### 4. 2 結婚について

英子さんは結婚しておらず、子どももいない。1991年にシマさんが亡くなってからは、アパートでずっと一人暮らしだ。20代、30代のときには結婚の話が2度ほどあったが、断った。母のシマさんも結婚の話をしたことはあったが、英子さんの強い意思を受けて、その後無理に勧めることはなかった。結婚への「憧れ」もあったが（『被団協新聞』1989.5.6第124号）、「原爆に遭った女性はお嫁にいけない」

という噂をよく聞いていたので、英子さんもシマさんも、結婚に対しては「気が引け」ていたという（長崎原爆松谷訴訟を支援する会 1993 : 57）。

#### 4. 3 「自分のことは自分でせんばね」

英子さんは右半身麻痺のため、右手の爪を左手で切ることができても、左手の爪を右手で切ることはできなかった。そのため、いつも周りの人に頼んでいた。すると同僚から「自分のことは自分でせんばね（しないとね）」と言われてしまった。今思えば、その同僚は、仲良くしていた仕事仲間が英子さんの世話をしているところを見て、嫉妬心から言ってきたとも捉えられるが、当時の英子さんは少し腹は立っても真摯に受け止め、自分で爪を切る練習を始めた。

英子さんの右手では普通の爪切りを持つこと、刃で爪を挟むことができないため、代替策を色々と考えた結果、女性が顔などに使用するカミソリに辿り着いた。左手で取ったカミソリを右手に持たせ、左手の爪を動かして切るのである。初めは新品のものを使っており、刃の滑りが良すぎて左手を何度も怪我した。試行錯誤しながらも、使用済みのカミソリを使うという方法を編み出し、綺麗に爪を切ることができるようになった。今でも変わらず、右手の爪は爪切りで、左手の爪はカミソリで整えている。

また、英子さんにとって、ジャムの瓶や保存食用の缶詰、ペットボトルを開けることも一苦勞である。特に、大きなものは手では握りづらいので、脇に挟んで開けるが、大抵のものはツルツルと滑ってしまう。熱いお湯につけてみたり、股に挟んで開けてみたり、全ての試行が失敗してどうしても自分の力で開けきれない場合は、誰かが家に訪問してくるのを待ち、来た時に頼んで開けてもらうのだという。

#### 4. 4 共闘 —松谷訴訟

1977年、英子さんは旧厚生省に原爆症認定を申請した。しかし「原爆放射能に起因する可能性は否定できる」として却下された。1987年に2度目の申請をしたが同じく却下。英子さんは異議申し立てをしたが、こちらも棄却された（原爆松谷裁判ネットワーク 1998 : 2）。この旧厚生省の判断は妥当でないとし、英子さんは1988年9月に厚生大臣を相手に提訴し、「長崎原爆松谷裁判（通称：松谷裁判）」が始まった。1989年、「これは松谷一人の問題じゃない、被爆者全体の問題だ」という言葉に支えられ、英子さんの裁判を全面的に後押しする「長崎原爆松谷訴訟を支援する会」が結成された。1993年5月の長崎地裁と1997年11月の福岡高裁でそれぞれ勝訴、2000年7月には最高裁が厚生大臣の上告を棄却して勝訴した。12年間続いた裁判が終わった時には、最初原爆症認定申請から23年が経過していた。

英子さんが裁判を起こすきっかけになったのは、もともとは職場の人々の勧めであったが、「こんな身体になってからは、引っ込み思案のうえに、人の前で話をするこすらできなかった」英子さんは、

母のシマさんが背中を押してくれたことで裁判に踏み切ることができたと語る（長崎原爆松谷訴訟を支援する会 2001：269）。最終的に松谷裁判は、北海道から沖縄まで、約 1 万人もの支援者（長崎原爆松谷訴訟を支援する会の会員）と 50 万筆以上もの署名を集め、全国の市民や専門家、被爆者たちを巻き込んだ社会運動へと展開されていき、被爆者援護運動を牽引する裁判の一例となった。

## 5 考察

第一に、医療人類学者のアーサー・クラインマンが示した「患うこと (suffering)」についての 3 分類によって、英子さんの被爆という患うことの経験を整理したい。英子さんの右半身不随という障害は、クラインマンによって示された 3 つの観点から考えることができる。

まず、英子さんの抱える障害は、自らの身体性を人生に意味づけて解釈するとき、クラインマンの定義する「病い」となる。英子さんは、身体化された世界の中で生き、困難に対処する独自の方法を編み出してきた。次に、英子さんの「病い」は同時に、「疾患」の観点からも考えられてきた。それは松谷訴訟だ。原爆症として認定されるためには、「病い」という個人的な解釈ではなく、生物医学的な機能制限や症状の変化についてのデータを旧厚生省に提出する必要がある。症状の原爆起因性における生物医学的根拠を立証するためだ。さらに、「病気」という社会・経済的に発生する患いという観点からも捉えることができる。なぜなら、英子さんが障害を負う原因となった「被爆体験」は、太平洋戦争の終盤に米軍によって投下された原爆によって生み出されたものであり、極めて社会的および政治的な文脈において語られるべきであるからだ。英子さんの身体の変化は人為的な因果関係の中で発生したものであるが、「病気」を引き起こしたことに対する責任は、「マクロ社会」に所在するはずである。すなわち、「被爆」という出来事には、必ずどこかに誰かの責任が存在するのだ。

英子さんの身体にまつわる概念には「病い」・「疾患」・「病気」の 3 つが混在しており、松谷訴訟における、英子さんと旧厚生省の主訴のズレが生じる結果をももたらしたのである。

第二に、英子さんが被った、被爆という「病い」に起因する差別は、複合的で幾層にも重なったものであった。この複合的な差別のありようを、クラインマンの「病い」の分類に従って、「身体」・「社会」・「文化」の観点からみていく。

まず、身体的な困難である。英子さんはこれまで、麻痺している右半身をはじめとして、頭の傷や動かない身体部分の凝りによって引き起こされる慢性的な痛みとともに生きてきた。小さな段差を越えるだけでも体力を消耗し、何かにつまずいて転倒すると起き上がるのも一苦勞であった。転ぶ度に膝を擦りむいたりアザができたりと生傷が絶えず、傷跡も残る。頭の傷は特に暑い日や寒い日に激しくなり、一日中続く。麻痺した右半身も、歳を重ねるごとに凝りが増し、動きが鈍くなっていく。

これらの身体的困難は英子さんにおける単なる身体的状況ではない。いつ痛み始めるかわからない傷や、日に日に動かなくなっていく自らの身体は「自己の本質的部分」であり、「世界における経験または主観性の真の基礎」でもある（Good 1994=2001 : 200）。英子さんの障害は、単に移動や動作が制約されただけではなく、英子さん自身の世界のあり様を変化させた。脊髄に広がった腫瘍によって自らも麻痺を患った人類学者のロバート・マーフィー（1987=1997）は、身体障害を「世界における我々の存在そのものの条件」と表現する（Murphy 1987=1997 : 119）。英子さんの身体状態や慢性的な痛みは「身体からあふれだして社会的世界のなかへ流れ込み」、行動や生活の規矩となる（Good 1994=2001 : 213）。これは、英子さんによって生きられる経験による世界 — フッサールのいう「生活世界」 — の前提条件でもある。このように、被爆に起因する身体的な変化は、英子さんの「生活世界」を形成した。英子さんの身体経験によって形作られた「生活世界」は、外的世界や社会との交流において重要な役割を果たすこととなる。

次に、集合的经验・社会的文脈によって捉えることができる。英子さんは、母のシマさんの助けもあって、さまざまな社会資源へとつながることができた。小学生のときに入会した「長崎原爆青年乙女の会」には、年上の被爆者たちの身の上話を聞き、自分自身の話を聞いてもらえる、当事者に開かれた場があった。十分な補償制度がない中、あるいは差別が蔓延する当時の社会において、自助グループ的役割を果たしていたと考えられる。

高校の同級生のお兄さんとのつながりをきっかけに就職した「被爆者の店」では、被爆者の同僚たちと働く環境を得た。同類的なネットワークの中で、経済的な困難や身体的な困難、さらには差別を受けた経験などを共有し、被爆者同士で助け合って生きる経験を積んだ。「被爆者の店」は英子さんの居場所あるいは心の支えとなり、被爆の経験という「病い」を対処するひとつの行動様式となった。同僚たちと海水浴に行ったことや、被爆者手帳の取得のために協力し合ったこと、あるいは英子さんの原爆症認定のために奔走した松谷訴訟の集団的な取り組みなどは、被爆という「苦難を耐え忍んでいく、共有された行動のスタイルやパターン」であったと言える（Kleinman 1988=1996 : iv）。

しかし、すべての社会的側面が英子さんにとって良い方向に働いたわけではなかった。英子さんは、自身の障害による困難に加え、一緒に暮らす養父母を経済的に養う必要があった。働いて稼いだ収入をすべて自分のために使えたわけではなく、その額では余裕のある生活を送ることはほとんど不可能だった。養母のシマさんが高齢になると、介護と仕事の両立にも悩まされ、朝から晩まで家事、介護、自分の仕事に追われた。十分な休息や自分の時間がとれないなど、体力的・精神的な困難も抱えていた。

さらに、英子さんの「病い」は文化的側面からも捉えられる。英子さんの場合、女性であるという経験は、「被爆の経験」の解釈に多大な影響を及ぼした。被爆した人たちは当時、自分たちの選択に向け

られる社会的視線に対して非常に繊細になっていた。特に、女性被爆者たちは、不妊の原因や出生児の障害の有無の責任を女性たちに負わせる風潮が根強かった時代ゆえ、計り知れない程の苦難に直面した。

視野を広げて考えると、すべての女性たちを取り巻く状況は往々にして抑圧的である。フランスの哲学者、シモーヌ・ド・ボーヴォワールは著書『第二の性』において、このように宣言する。

「立派な紳士方の住んでいる健康で輝かしい宮殿のために下水溝の役をつとめるのは娼婦ばかりでなく女全体である (de Beauvoir 1949=1966 : 444) 」

ボーヴォワールは、女性もつ「受身に生殖するその肉体」の性質は社会的に構築された概念で、男性中心社会において、あるいは女性自身の内なる域において存在すると説く (ibid 449) 。実際は男性と女性のどちらも同じように振り分けられた役割であるにも関わらず、産む性として、あるいは人類の再生産の道具として、出産に代表される肉体的現象に生じた不全や欠落の責任は女性にあるとされている。当時から蔓延していた女性への差別や、性的役割の押し付けが、英子さんの「結婚しない」という決断を後押しした可能性がある。

被爆という「病い」をマクロな視点から捉えるとき、ジェンダーの観点に加えて、適切な制度が欠如していたことも考慮されるべきである。原爆症の認定が迅速になされなかったことや、十分な社会保障制度が無かったことで、英子さんの生活は経済的および社会的に苦しいものとなった。「疾患」と密接に関わる社会保障制度においても、「病い」の側面を矮小化せず、「人生の諸問題に対するケア」として包括的に発展するべきであるとクラインマンは主張する (Kleinman 1988=1996 : 334-335) 。

第三に、英子さんが直面した生活の上での困難はさまざまなかたちで対処されてきた。対処の方法は、セルトーのいう「生活戦術」の概念を利用して分析する。英子さんは個人としての「生活戦術」を独自に開発し、右半身不随という障害とともに生き抜く技を身につけてきた。「爪を自分で切る」ことや、ときには「他の人がやってくるのを待つ」という切り札を駆使することで、自らの身体や環境を改変し、瓶やペットボトルの蓋を開ける技を編み出した。人よりも時間がかかってしまうことを考慮し、常に早めに動き出して「ぼちぼち」と家事や仕事をこなしていく。左手だけで伝票をめくり、同時にソロバンを弾くことは並大抵の努力では実現不可能である。一般的に販売されている被服では、英子さんの動きに合わないため、仕立屋に注文する。靴は右のソール部に厚みを加えてもらう。りんごの皮を剥くときは、まず小さく切ってから右手と胸部で安定させてから左手で剥く (長崎原爆松谷訴訟を支援する会 1993 : 17-22) 。市販の服よりも特注品の方が値段が高く、仕上がるまでに時間もかかり、包丁を胸の近くで扱うのは極めて危険だ。それにも関わらず、これらは英子さんの<sup>マニエール・ド・フェール</sup>「もののやりかた」であり、生き



抜くために開発された手法だった。英子さんの人生の要ともなった「ぼちぼち」の生活リズムは、日常的に繰り返される実践であり、「名人の業」でもあった。

個人的な戦術のみならず、それは集団の力とともに効力を発揮する。「長崎原爆青年乙女の会」では、同じような境遇にある被爆者たちが集まり、悩みを共有し、互いに励まし合った。「被爆者の店」では、授産事業や観光事業を通し、被爆者や被爆者の関係者の力で生産の仕組みを作り上げた。「長崎原爆松谷裁判」では英子さんの原爆症認定のため、全国の人々が動き、職業や専門分野の違う人々が心を通わせ、奔走し、国家に対して原爆症認定の正当性を証明してみせた。このように、集団になって戦う方法は既存の体制に依存しながらも、「ぐるになって」もぐりこみ、与えられた空間を利用しながら少しずつ調整し、自分たちの快適な方向へと操作していった（de Certeau 1980=1987：106-126）。

### 第3章 ある信徒の被爆経験

#### 1 戦争の一端を担う

深堀繁美さんは、1931年、旧長崎市街よりも北方に位置する農村地区である浦上の山里<sup>26</sup>に生まれた。敬虔なカトリックの家に生まれ、生涯をかけて信仰を守ってきた。山里小学校に通い、卒業までを浦上で過ごした。この頃から毎朝のミサには欠かさず通っていた。

繁美さんの育った浦上地区<sup>27</sup>にはカトリックの人々が多く住んでいた<sup>28</sup>。学校に行くと「10人おつたら8人はカトリック」となるほど、カトリックが大多数かつ結束力も強く、一緒にミサに行ったり、遊んだり、生活のリズムを共有していたため、他所からやってきたカトリックでない人たちが集団に溶け込むことは容易ではなかった。「カトリックじゃない人はかわいそかった」という。繁美さんは、近所の子どもたちと一緒に川で遊んだり、畑から作物をいたずらで取ってきて食べたりなど、カトリックのコミュニティで幼少期を過ごしてきた。

1944年、小学校を卒業した後、浦上の実家から4kmほど離れた大浦<sup>29</sup>の旧制中学校に通い始めた。近くの神学校で集団生活をしながらの通学だった。朝起きて祈りを捧げてから中学校へ行き、神学校へ帰ってきて夕飯を済ませると夜の部の勉強、という生活であった。しかし、旧制中学といっても、勉強と言える勉強はほとんどさせてもらえず、毎日のように軍需工場で働かされていた<sup>30</sup>。当時の繁美さんは、学校の勉強がなくなって軍需工場まで出かけられることが嬉しかった。特に敵国の言語として指定されていた英語に関しては全くと言っていいほど勉強させてもらえなかった。当時は少し嬉しい気持ちもあったが、同時に、英語の基礎の勉強ができなかったため、一番大事な時期を奪われたとも回顧する。

学生の本分である勉強の代わりに繁美さんが担っていたのは、国家による戦争の一端であった。軍需工場では魚雷発射管を作る作業をしていた。その中でも繁美さんが担当していたのは仕上げ工場で、鋳

物用に火を燃やしたり、鉄を曲げ直したりする仕事であった。自分たちが作る装置が潜水艦に載せられて相手国の船を沈めるために使われることは分かっていたが、名前を聞いてだけで、装置がどのように作動するとか、具体的にどのように役立つのかという詳細は知らされていなかった。

また、戦況が悪化するにつれ、キリスト教については「敵国の祈り」を捧げるような感覚であった。ミサ自体はラテン語で行われるが、キリスト教に詳しくない人たちから見ると英語もラテン語も全て外国語であり、神学校の生徒に対しては好意的な視線は向けられていなかったかもしれないと思っている。

## 2 被爆 —困難さとの対峙

### 2. 1 浦上までの長い道のり

1945年8月9日11時2分、工場でいつも通り同級生たちと作業に従事しているとき、原子爆弾が炸裂した。爆風によって飛ばされた屋根瓦やガラスの破片など、色々なものがごちゃ混ぜになって落ちてきたので、日頃から練習していたように、目と耳を塞いで伏せた。机の下に隠れていたが、しばらくすると外に友人が走って行ったので、繁美さんも一緒に近くのトンネル<sup>31</sup>へと逃げ込んだ。そのときの工場内の状況は、「何がどんななったか全然わからなかった」という。

翌日の10日、「浦上がやられた」という噂が流れ、浦上出身のものは家の様子を見にいくように言われたため、浦上の自宅まで歩いて帰った。

「今、そこに川があるでしょう、近くにね。あの川の周りにはもう人間の山だった、真っ黒になった。」

繁美さんは、浦上までの道のりで、真っ黒に焼け焦げて死んでいる人をたくさん目にした。人々は皆、水を求めて川べりに集まっていたという。

浦上の自宅近くに戻ってくると、木造だった実家は跡形もなく燃えてしまっていた。その日は家にいたはずの2人の姉の姿はなかった。そして、妹と弟の姿も見当たらなかった<sup>32</sup>。爆心地近くでは3000度から4000度にも上った<sup>33</sup>原爆の熱線は、一瞬にして4人を火に巻き、尊い命を奪い去った。後になって父が懸命にお骨を探しても、結局最後まで見つかることはなかった。兄弟たちも、家も、文字通り「全部、とにかくな、燃えた」のだった。

幸い、三菱兵器工場で働いていた父は防空壕の中で仕事をしていたので、無事だった。その日から、父との生活がはじまった<sup>34</sup>。

## 2. 2 奪われた日常

繁美さん自身に目立った傷はなかったが、健康についてはとても心配していた。浦上の惨状を確認して神学校に戻った後、原爆についての根拠のない噂がたっていた。浦上に行っていた者は「爆弾の残り火」なるガスを吸っているため、「ウイルスみたいな」ものを持ち、原爆病になる、というものがその一例である。当時多くの人がこのような噂を信じていたため、繁美さんも自分の健康状態については非常に懸念していた。

特に、浦上の女性たちに対する強い偏見や差別があった。「奇形児が産まれる」という噂が流れていて、結婚をしていない人が多かった。繁美さんは、浦上の女性たちについて「本当にかわいそうだった」と、不憫に思っていた。

「なんでも変な噂が流れるとさ。だから浦上の娘さんたちはほとんど結婚できなかったわけさ。誰もね、相手にしなかった。」

まもなくして繁美さんは、神学校での集団生活を再開させたが、兵器工場で働いていた父は仕事を失った。生活を立て直そうにも、家も何もかも燃えてしまったので、ほったて小屋を建て、「百姓」として自ら野菜を作り、食いつないだ。兵器工場で働く前は農家だったので、農地には困らなかった。しかし、苦労して育てた作物も自分で食べるだけで、売って生計をたてることはできなかった。なぜなら当時、「浦上でできたものと聞いたら絶対売れな」かったからだ。旧長崎市街の野菜は売れても、浦上の野菜は原爆の被害を受けているがゆえに健康被害があると噂が流れ、忌避されていたためだった。

## 3 浦上天主堂の「受難」

### 3. 1 崩壊 — 「もう世の終わりと思ったもん」

1879年、迫害によって全国へ散らばっていた信徒たちの多くが浦上へ戻ってきた。そのうち1人の熱心な信徒の立案で、収容人数200名ほどの小さな仮聖堂が建立された。しかし、より大きな聖堂を自分たちの手で建てたいと信徒や宣教師たちは願った。その場所は小高い丘にある、庄屋・高谷家の敷地で、代々キリシタンへの拷問、「キリシタンの召捕り」や絵踏みが実行されてきた場所でもあった。「『コンチリサンのオラシヨ（痛悔の祈）』をとねえながら、心ならずも絵踏みをした忘れられない場所」である敷地に大聖堂を建立するべく、信徒たちは金を出し合い、1880年に約1600円<sup>35</sup>で購入した（浦上小教区1983：73-76）。着工から竣工まで約20年を要しながらも1925年に浦上天主堂が完成した。この天主堂は、信徒が集めてきた煉瓦を一つ一つ手作業で積み上げたもので、その美しく荘厳な外観から「東

洋一」と呼ばれ、当時高い建物がほとんどなかった浦上の街にそびえていたという（浦上小教区 1983 : 83）。

原爆投下の翌日の 10 日、浦上に戻ってきた繁美さんの目に最初に入ってきたものは、無惨に破壊された浦上天主堂の姿だった。

「もう世の終わりと思ったもん (...) 僕は、浦上天主堂はやられると思わなかったです。だって大きかったから。 (...) 浦上天主堂なんてやられると思わなかった、大きい建物が。鉄筋だったらね、 (...) しかし鉄筋が入ってないところは全部潰れた。」

浦上天主堂は、原爆投下によって側壁を一部残して全壊した。精巧に造られた天使や聖人の石像などは大破し、左右の塔も倒壊した。8月9日11時2分は、「聖母被昇天の大祝日の準備の告解のため」、信徒数十名と神父2名が天主堂内にいたと言われているが、全員が即死であった（浦上小教区編 1983 : 107-110）。繁美さんは、天主堂に毎日のように通い、信仰心を育てた。キリシタンの先祖たちが迫害を乗り越えて建立した天主堂を、非常に誇りに思ってきた。繁美さんにとって、浦上天主堂の崩壊はまさに、この世の終わりを想起させた。

### 3. 2 記憶と再建

繁美さんにとって浦上天主堂は、神、先祖、地域、家族、友人と繋がる場であった。そこは、信仰を守る場所であり、遊び場でもあった。ミサの度に大人も子どもも集まっていた。

浦上天主堂の横に建つ司祭館でのインタビューが終わった後、繁美さんは天主堂周りの説明をしてくれた。現在、司祭館隣の植え込みには、柿の木と穴の空いた大きな石がある<sup>36</sup>。石に空いた円形の穴が目印となり、よく覚えているという。子どもの頃よく遊んでいたという柿の木を指差して、柿を食べたこと、木登りをしていたことを話してくれた。坂の下にある会館に向かう階段も繁美さんが小さな頃からあったのだという。よくその階段を使って天主堂まで登ってきていたこと、誰かと追いかけてっこをしていたことなども、話してくれた。新しい天主堂を見上げ、「煉瓦造りの旧天主堂の方がもっと荘厳だった」「鉄筋が入っていたら残っていたかもしれない」と繰り返し語った。

大きく破壊された浦上天主堂をめぐるのは、信徒、長崎市民、長崎市などの間で複雑に意見が分かれた。壊れた天主堂を保存し、新たな場所に新しい天主堂を建設するか、保存せずに同じ場所に建設するかということが、一番の争点となった。長崎市議会の中に「原爆資料保存委員会」が設置され、当時の

長崎市長の田川務<sup>37</sup>も保存運動に積極的であった。しかし、田川市長の1ヶ月にわたる不可解な渡米<sup>38</sup>を経て、彼は撤去の方向へと意見を180度変えた。一方、長崎大司教の山口愛次郎は、再建の資金を集めるため渡米した。浦上に生まれた山口大司教が、天主堂の建つ丘にこだわる背景も考慮されるべきだが、司教が再建の資金集めのため渡米することは、「撤去が条件」であったと信徒の間で口伝されている。そこには「日本と米国の抜き差しならない関係」があったと予測できる（高瀬2009：113-175）。

繁美さんは、「信者は『先祖の血が染み込んだ丘』、『この場所で絵踏みした足を洗ってその水を飲んだ』、そのような土地である以上、他の土地には代え難い信仰の場所であると認識していた」（長崎市被爆継承課2016：121）と、代替地への再建には反対の立場をとっていた。繁美さんの父親が旧浦上天主堂の建設に従事していたことや（深谷2018：69）、神学校に通い神父を目指すほど密接に教会と関わっていた繁美さんにとって、天主堂が建つ「丘」には深い思い入れがあり、それに代わる場所など存在しなかったのかもしれない。

かろうじて残った旧天主堂は、その重厚な造りから、撤去作業は困難を極めた（高瀬2009：150）。現在、旧天主堂に置きかわった新浦上天主堂（1959～）が同じ場所に建立されている。天主堂へと向かう坂道の途中には、爆風で頭部を飛ばされ、熱線で焼け焦げた姿の聖像が佇み、原爆落下中心地公園<sup>39</sup>の一角には、旧天主堂の遺壁の一部が移築されている。吹き飛ばされた鐘楼は、天主堂裏を流れる浦上川の岸辺に埋め込まれたままである。

## 4 「浦上」に生きる

### 4.1 神父への道 — 東京へ

5年間の神学校生活を終えたあと、神父になるための勉強を続けることを目的に、1947年、カトリックのミッションスクールである上智大学に入学することになった。上京の日になると、少しの着替えと6つの弁当を持って汽車に乗り込み、2日間かけて東京にたどり着いた。

繁美さんが通った大学がある四谷には、日本中から人が集まってきた。「長崎から行ったって言ったら、原爆病とかなんとかそういう感覚」で、「原爆に遭ったって言えば、あんまりみんなから好かれなかった」という。被爆したという事実自体が、もはや「一つの病気みたいな感じ」であったのだ。

神父の養成課程は非常に厳しかったため、試験に備えて遅くまで勉強したり、ラテン語を暗記したりと、毎日勉学に励んでいた。忙しい生活を送る中、大学2年生の春、健康診断のレントゲン検査を受けると、肺の部分に曇りがあった。肺病と診断され、同級生たちに「うつす」可能性があるというので、すぐに故郷の長崎に戻る必要があった。やむなく大学を中退し、神父になる夢を諦めることとなる。

繁美さんは、肺病になった原因を、「中学生のとき無理してるから」だと語る。すなわち、もともと体が弱かったうえ、軍需工場で毎日働かされ、神学校での生活を続けた中学時代の影響かもしれないと思っている。

#### 4. 2 浦上へ戻る — 結婚と就職

大学を辞めて長崎へ戻り、故郷浦上での療養生活が始まった。父が立てた 6 畳一間のほったて小屋に生き残った兄とともに 3 名で暮らした。原爆で倒された実家の梁を柱代わりにし、畳も板間もなく、トタン屋根からは毎回雨が漏れてきた。あまり栄養のあるものを食べられず、芋ばかり食べていたため治癒に時間がかかった。「肺の曇り」はなかなか消えず、この生活は 3 年ほど続いた。

療養生活中、とにかく自分と自分の家族で懸命に生き延びた。以前から浦上に住んでいた人たちの中には他人にまで手を貸す余裕がある人はおらず、畑を耕し、鶏を世話し、食料を確保する日々であった。

1962 年、繁美さんが 30 歳のとき、五島<sup>40</sup>出身の女性と結婚した。当時、カトリックの繁美さんが結婚するということは、神父になる夢を完全に諦めることを意味した<sup>41</sup>。五島と浦上の間には、カトリック信者同士の交流の歴史が長くあり、五島から浦上へ移住してくる人も多くいた<sup>42</sup>。その人たちに世話をしてもらい、結婚に至った。妻は結婚後にカトリックへと改宗した。

もともと浦上に住んでいた女性たちの中には結婚していない人が多くいた。繁美さんは、その背景に「浦上のカトリックの人たちと結婚したら奇形児ができる」という噂が流れていたことがあるとする。彼女たちの多くは就職せず、親から譲り受けた土地を耕し自分たちで生計を立てていた。

繁美さんは、結婚する以前から西町の教会で子どもたちに勉強を教えるボランティアをしていた。教会は浦上の自宅から 3km ほど離れており、毎回 1 時間ほど歩いて行っていた。西町教会につとめていたアメリカ人の神父ウイゼンと仲良くなり、一緒に教会を手伝い、子どもたちのお世話をしていた。

信徒同士のつながりで就職先を紹介してもらい、浦上自宅近くの南山高校の事務員として働き始めた。浦上に拠点を構え、教会の手伝いも続けながら、定年まで 30 年近く事務室で勤務した。

#### 4. 3 現在の生活と、健康であること

インタビュー当時 89 歳の繁美さんは、健康であることを気にかけて生活している。

「やっぱり自分でなんでもせんばダメさ」

「なんでもやっぱり自分でさ、色々考えないと、もう人と同じようにしよったらやっぱりダメと思うね」

例えば、ミサの最中などに椅子の背もたれに背中をつけず、背筋を伸ばして着席するようにしている。「年相応になったらダメさ」と繁美さんは語る。インタビューをおこなった1時間半ほどの間も、背筋をピンと伸ばして着席していた。

繁美さんは、被爆者手帳を一応取得したが、病院に行くことはほとんどないという。朝5時に起き、6時からのミサに出たあと、教会に隣接する司祭館で信者たちと談笑する。午後からは自宅に戻って昼食をとり、テレビなどを観て時間を過ごす。夕飯は7時頃に食べて就寝する。神学校時代から継続しているこの規則的な生活リズムを保つことが健康の秘訣なのだという。妻ははやくに亡くなっているが、一緒に暮らす娘がご飯を用意してくれる。2人の息子たちは結婚して家を出ているが、息子の妻に世話になることは気が引けるという。だからこそ、「娘がいなかったらダメかもしれんよ、もう」と語る。

「僕もね、迷惑かけんごとと思って、やっぱ自分で健康、気いつけとかんば。（…）  
自分でほら、きちんとした生活しとけば、リズム通りしとけば、病気になることもない  
し、そして第一病院に行かんとやもんね」

健康体でありたいという願いは、自分自身のためだけではなく、家族や周りの人へ「迷惑」をかけたくない、という思いも反映している。

## 5 「与えられたもの」の消化

### 5.1 「試練」としての被爆経験

浦上では、約8500名のカトリック信徒たちが原爆によって殺害された。もともと原爆投下の目標地点は長崎市内であったが、市内には雲がかかり、造船所や県庁がある港から北向きの海風が吹いていた。その風にも流され、最終的には晴れ間があった浦上に原爆が投下されたと説明する。

「神様の考えることはどんなかわからんけどもね（…）試練ね、結局ね。」

繁美さんは、原爆に対してはさまざまな言説があることを理解している。原爆を「試練」と表現することによって、原爆を肯定することになりかねないという危険性についても十分理解している。だからこそ、宗教的解釈<sup>43</sup>が共有されていない場においては、「試練」と表現することについて「言いにつか（話しにくい）」と語る。

## 5. 2 生を全うすること

繁美さんにとって「生きる」とは何か。繁美さんの語りの中から、神への従属性の中に、繁美さんなりの「主体性」を見出すことができる。このことには、神によって創造された物語である「摂理」に対して単に受動的に生きるのではなく、神から「与えられた」生に納得し、精一杯、人生を全うする、という意味が込められているのではないか。

**「自分に与えられたものを、自分なりに結局、消化していくということ。」**

**「人間てね、(...)自分なりに考えて、やっぱり正しい道を、進んでいくように努力した方が一番いいかなと思うの。」**

「与えられたもの」とは、繁美さんの人生における神からの試練である。そして、「消化していくこと」とは、日々起こる事象を受け止め、納得し、生き抜いていくこととも捉えることができる。

これまで繁美さんは、長崎を訪れるミッションスクールの修学旅行生たちに対して、浦上の歴史に関する講演会や被爆証言会をおこなってきた。「先祖たちが苦しめられた土地」でもある浦上の歴史を守り、語り継いでいくことは「責任」であると語る。

**「神学校行っとったりなんかして、上智まで行ったりなんかしたからさ、やっぱり、そういうところは僕の責任かなあと思うわけ」**

神学校や大学での学費などは教会が捻出してくれた。大学や神学校での学習は大変厳しいもので、中途半端な志では達成できなかったという。繁美さんが教会に対して果たしている「責任」には、多くの経済的な援助を受けたにも関わらず、神父になって「恩返し」することができなかった「負い目」も存在しているのではないだろうか。

多数の信徒がキリシタン弾圧時代<sup>44</sup>に苦しめられ、差別され、原爆によって殺された。苦難を負ったものたちの死を背負う、生存者としての「死の罪意識」もあるのかもしれない (Lifton 1968=2009 : 296)。

## 5. 3 摂理のもと、人生を編んでゆく

繁美さんは、「世の中のバランス」を大切にしている。これまでの経験を通して考えたことは、世の中における階層的な「差」の存在によって、世界の調和が成り立つということだ。戦争を生き延び、神



学校での厳しい勉強に耐え、神父を目指した繁美さんだが、最終的に「神父になる」という夢を叶えられなかった。さらに、病気や原爆で家族や友人も亡くしている。

「人間はさ、アダム、要はアダムの子どもだから、やっぱりね、そういうふうにしてどうしても悪は残ってると思うとさ。（...）やっぱり善悪というのは必ずあると思うんですよ、人間の世界には。（...）悪があるから、また善が良い面に取りられるし、ね。（...）やっぱりその、強弱とか、上下とか、それはね、絶対必要と思うとさ。（...）やっぱバランスが必要と思うね。みんな同等やったらさ、うまくいかんとじゃなかつかなと思う。どんな？（笑）」

「人間というのはね、欲望があるからね、やっぱり欲のためにああいう戦争とか起こるんだからさ。だからみんなね、本当に平和な気持ちだけで生活するというのはね、人間としては難しかとさ。（...）そんな善人ばかりおらんもんね。（...）やっぱり色々、そういう戦いとか、内面的な争いとか色々あるさそれは。それを克服していくのが人間だからさ。」

繁美さんが直面してきた挫折経験や喪失体験は、「抗うことのできない大きな何か」の存在を思わせる。不条理との出会いは、神によって計画された世界を信仰する上で最大の苦しみとなった。「内面的な争いを克服すること」とは、理不尽さに抗い、整合性を保つことによって、神の創造した物語の中に自分自身を組み込んでいくことではないか。

「今以上はね、もう何も（望まない）。ただもう祈ってね、みんなが元気でおるということだけが、もう、あれかなと思うんですよ。で、特に原爆に遭った人たちがね、あんまり苦労せんでね、あの、そんなしてから日常生活を送ればいいかな一っと思ってる。（...）とにかくね、平和が一番いいとって。うん。平和が一番いいとって。」

繁美さんは、「抗うことのできない大きな何か」に対して、「ただもう祈って」、被爆した仲間たちが苦しみ少なく生きられることを願う。「平和」を希求する祈りの中で、日々、人生を編んでゆく。

## 6 考察

第一に、繁美さんにとっての「患うこと (suffering)」の経験をクラインマンの理論に従って分類する。繁美さんの被爆の経験には、個人の身体的刻印としての経験をはじめとして、出身地である浦上の地域性や、キリスト者として生きるという、宗教の視点から意味づけられた経験や困難がある。そのように考えるとき、「病い」の観点から被爆の経験をみていることになる。次に「疾患」については、大学時代に「肺病」と診断されたことや、被爆者手帳を所持していることが挙げられる。これは「被爆」という苦難 (suffering) を生物医学的モデルに基づいて解釈していることと同義である。そして前章の松谷英子さんと同様に、「被爆」という経験は、特定の母集団に対して人為的にもたらされる性質上、「病気」としても捉えることができる。

第二に、繁美さんが経験した「病い」は出身地の浦上の固有性や宗教的解釈に強く影響を受けていることから、クラインマンの「病い」の3分類によっても考えられる。集団の中で共有され、パターン化された解釈が複雑に絡み合う幾本ものベクトルの上に、繁美さん個人の人生がある。そこには、「被爆者性」のあり様を見てとれる。松谷英子さん同様、クラインマンの分類に従い、「身体」・「社会」・「文化」の視点から分析する。

まず、身体的・個人的な側面からみた困難である。繁美さんの個人的経験において、「被爆者であること」が身体化される過程には、さまざまな外的な要因があった。原爆投下の翌日浦上に戻った繁美さんは、しばらくして神学校のある大浦に戻ると、「残り火」や「ガス」を吸っている者として扱われた。大学進学を機に上京した際には、長崎の出身であることが無根拠に「原爆病という感覚」に直結し、被爆したことが「一つの病気みたいな感じ」へと変化した。肺病を患った繁美さんは、大学を中退し、神父になる夢を諦めて、浦上に戻り就職、結婚をして、子どもも生まれた。さまざまな葛藤があり、苦痛があり、喜びやかなしみを経験した繁美さん個人の人生や生活の経験は、被爆という「病い」の経験として捉えられる。「病い」としての被爆の経験は、繁美さんが編み出した「具体的な生活世界」に凝縮され、「人生の軌跡」の中に姿を現す (Kleinman 1988=1996: 38-40)。繁美さんの身体を通してむき出しになってきた「被爆者性」が、「健康な自分」の実現が強調される繁美さんの語りを生み出したとも考えることができる。

次に、社会的・集会的な経験によってもたらされる困難の解釈の方法についてである。繁美さんは人生の中で、「2度」浦上に戻っているのではないだろうか。1度目は被爆直後、家族や家の被災状況を確認するためであり、そして2度目は大学を退学して「肺病」の療養をするためである。これらの2度に渡る「浦上へ引き返す」という行為には、「夢半ばに引き返す」という意味が込められている。繁美さんの「今やっていることを止めて、引き返す」という行為を誘発させるのは、「原爆」であり、「浦

上」の地域性でもある。繁美さんだけでなく、浦上の出身者 一特に女性において、結婚せず、家を出ず、両親から譲り受けた土地<sup>45</sup>を耕してその日のパンを得た人も多い。彼ら、彼女らをその土地に「縛りつけた」ものは何であったのだろうか。

信仰だけでなく、血縁によっても受け継がれてきた浦上の地域性の歴史や伝統は、そこに生きるものの固有性や自己同一性を証明する。他の浦上の信徒たちと同様に、繁美さんが「生きる」とき、そこにあるのは繁美さんの生だけではない。浦上には、「クロシュウ」<sup>46</sup>と呼ばれ、迫害を受けながらも信仰を守り継いできた先祖たちの生、原爆死したものたちの生、被爆し傷を負った生、そしてこれからを生きるものたちの生が、共在する。それらの生は、それぞれの個的生を「よりどころとする」が、「合算値でもなければ、現実ですべての個体を呑みこめるような生でもない」、「集会的な生」を意味する（真島 2014 : 87）。宗教共同体を超え、地縁・血縁でつながるコミュニティとなった浦上の地域性は、繁美さんの「被爆」という「病い」を理解する上で重要な意味をもつ。

インタビュー後、繁美さんが筆者に浦上天主堂の敷地内を案内してくれた。目の前にあるのは、保存・破壊をめぐる議論を経て、信徒たちが懸命に資金を集め、さまざまな緊張関係の中で再建された新しい浦上天主堂だ。それは繁美さんが柿の木や大きな石の周りで遊んでいた「あの時の」浦上天主堂ではない。「あの時の」浦上天主堂は、こことは別のところにある。被爆当時の姿を残し移築された遺壁は、復興や被害の甚大さを示す強いメッセージ性を有し、明確な意図をもって遺されたものだ。それは深堀さんの記憶の中にある、「生活を共にした旧天主堂」とは異なるだろう。繁美さんにとっての旧天主堂は、家族、友人、信徒兄弟たちと集い、遊び、そして神への祈りを捧げた場所であり、生活の記憶そのものである。鉄筋が入っていなかったばかりに、失ってしまったものは大きかった。旧天主堂への悔恨の念をも想起させる、現在の鉄筋が入った「強い」浦上天主堂が忘却しているものは、教会を中心とした信徒たちの生活と、信徒たちがこれまで「積み上げてきた何か」なのかもしれない。

そして、繁美さんにとっての被爆の解釈には文化的あるいは宗教的文脈からの視点が必要不可欠である。繁美さんが原爆を「試練」と解釈した背景には、信仰を人生の中心に置いて過ごしてきた繁美さんの宗教的な人生の意味づけと捉えることができる。こうした解釈の他にも、「贖罪<sup>47</sup>としての原爆投下」という考え方が、「慣習的な共通感覚<sup>コモン・センス</sup>」として浦上の信徒たちの間に宿ったと言われている（Kleinman 1988=1996 : 5）。一部の信徒たちは、原爆によって苦しめられたことを「浦上五番崩れ」<sup>48</sup>とも呼び、原爆の投下をこれまでの信徒迫害の歴史に重ね、意味を見出す言説<sup>49</sup>を作り出した。もちろん、すべての浦上の信徒が原爆に対して同じように解釈したわけではない。多様な解釈は、ときに信徒たちの間に「ひび」を作り出すこともあった。そして、「これまでの歴史的解釈に沿って集団の存在意義を強める語り」や「集団の結束力を高めるような語り」が支配的となり、それ以外の多様な語り排除されてい

く傾向が浦上の地で確認された（四條 2015：194-195）。浦上で共有された解釈のあり様は、原爆に対する「特有の経験」を生み出し、信徒たちの間で構造化され、社会的に複製されてきたものであると考えることができる（Kleinman 1988=1996：5-6）。

被爆という経験は、誰にとっても不条理な経験であり、甚大な衝撃や漠然とした不安を掻き立てる。混乱状況から脱するため、困難を倫理的な、あるいは宗教的な視点を取り入れて、自らに与えられた摂理＝「宗教的な核心的意味」として解釈し、納得する方法を創造したと考えられる（ibid 34-37）。

第三に、繁美さんは、これまでの人生で直面した困難に対して、さまざまな手法をもって対処してきた。対処の方法について、セルトーの「生活戦術」の概念を使って分析する。繁美さんの駆使してきた生活戦術の大部分は、「<sup>クローヤンス</sup>信」が占める。「信」とは、ある命題を真実とみなすとき、その主体がエネルギーを注ぎ込むこと、信じるという行為そのもののことを指す（de Certeau 1980=1987：408-411）。繁美さんの生活は、「信」という戦術を通して巧みに生きられてきた。原爆という衝撃的な出来事は神の摂理のうちに捉えられ、被爆の経験、家族や友人たちの死、誇り高き浦上天主堂の喪失から生じた苦悩が意味づけられた。「信」の実践によって、繁美さん自身の「与えられた」生が肯定されているのだ。

これは、宗教的解釈においてだけではない。繁美さんは、「信」の実践から得られる副産物も享受する。それは、宗教的なネットワークである。幼少期は天主堂の周りで友人たちと遊び、信徒を中心とした地域とのつながりを築いた。神学校に進んで猛勉強をして、教会から経済的な援助を受けて上京することができた。神父になる夢は叶わなかったが、教会の知り合いを通じて、就職先を得た。信徒たちの紹介があつて、結婚もした。現在は、早朝からミサに通い、信徒たちと談笑することが日課だ。このように、繁美さんは、信仰によって支えられた集団の営みを介して、自身の人生をよりよいものに、そして、より意味のあるものにしていった。

## 終章 まとめ

### 1 結論

#### 1. 1 「患うこと」としての被爆経験

第2章および第3章では、松谷英子さんと深堀繁美さんの生活史を記述し、被爆の経験を「患うこと（suffering）」として解釈すると、「病い」・「疾患」・「病気」として分類できると述べた。2人の場合の「患うこと」とは、被爆の経験一般、すなわち被爆に由来する苦難や困難およびそれらの困難への対処法を指す。これまで、松谷英子さんと深堀繁美さんの経験にクラインマンによる3つの分類「病い」・「疾患」・「病気」をそれぞれ当てはめて考えてきた。これから、「患うこと」の3分類について、2人の語りを通してもう一度整理する。

まず、「病気」は患いの「マクロ社会的」文脈において発生し、そのほとんどが政治的抑圧や経済的剥奪を反映する（Kleinman 1988=1996：7）。被爆の経験そのものは、原爆投下によって特定の母集団を対象に引き起こされたものである。その人為的な性質上、「病気」としての側面があることを忘れてはならない。次に、「疾患」については、生物医学的モデルによって診断された被爆の側面を表す。障害をもつこと、肺病を患ったこと、そして被爆者手帳を申請し交付されたことは、被爆の経験が「疾患」という概念から解釈された結果であることを意味する。そして、「病い」という概念は、患う人によって生きられる経験を指す。「病い」は身体的な経験に留まらず、精神的、社会的、そして文化的な影響を考慮し、被爆の経験の全体を捉えるためのものである。

## 1. 2 「病い」としての被爆経験

以下に「病い」について、より細かな視点を使い分析する。「病い」を捉えるための視点は「身体（個人的経験）」・「社会（集会的経験）」・「文化（文化的表象）」の3つから成り、これらはすべて「継ぎ目のないひとつの統一体」として三点測量する必要がある（ibid 49）。

第一に、「身体（個人的経験）」について記述する。シモーヌ・ド・ボーヴォワールは、女性が女性として形作られていく過程を「人は女に生れない。女になるのだ。」と表現し、社会的に構築された性差を強調した（de Beauvoir 1949=1966：12）。ボーヴォワールの言葉の通り、被爆者も、原子爆弾の爆発直後から突如として被爆者になったわけではなかった。「被爆者」という概念は、外的勢力としての差別や、自我意識を介して社会的に構築された。身体に傷を負った英子さんと、肺病を患った繁美さんは、それぞれ被爆にまつわる身体性や社会性を自己に取り込み、自らの生活世界を形作り、外界との境界線を決めてきた。他者との出会いを通し、被爆者としての自分を認識し、被爆者になったのだ。

第二に、「社会（集会的経験）」について考察する。松谷英子さんと深堀繁美さんには、それぞれの場所で築かれたネットワーク（集団）があり、そこで共有された生活様式や行動のスタイル、パターンが形成されていた。集団はそれぞれ「特有の記憶を持ち、その変化はより直接的にその成員の生活や思考に影響を及ぼす」性質がある（Halbwachs 1950=1989：85）。被爆者同士の自助グループとしてつながる「長崎原爆青年乙女の会」や「被爆者の店」と、地縁・血縁によってつながる宗教共同体の浦上教会では、生活や思考の枠組みが共有された。一個人の生活経験を集団のものと捉え直し、仲間とともに対応することや、ある困難への対処の方法を仲間同士で教え合ったりする集団内での文化が発達した。

「被爆者性」や「浦上性」はそれぞれの集団において、集団成員を「結びつける一連の観念」として働き、そのつながりを強固なものにした（ibid 29）。ここでのつながりや助け合いの仕組みは、英子さんと繁美さんが経験した、被爆という「病い」の解釈や行動に影響を与えた。

第三に、「文化（文化的表象）」について考える。被爆者に対する差別の中でも代表的なものは就職や結婚に際する差別である。英子さんは、結婚に対する憧れはあったが、被爆した女性は結婚できないという噂を耳にしたこともあって、結婚という選択をしなかった（『被団協新聞』1989.5.6第124号）。英子さんは、身体に障害があること、被爆をしたこと、女性であることによって、差別を受けた。繁美さんの語りには、同じような経験をした浦上の女性たちの苦難についての証言がある。彼女たちは、浦上出身であること、カトリック信徒であること、被爆をしたこと、そして女性であることによって差別を受けた。このことから、複合化された差別の実態が浮かび上がる。社会学者の上野千鶴子（1996）は、「複合差別」について、複数の差別が「複数の文脈のなかでねじれたり、葛藤したり、ひとつの差別が他の差別を強化したり、補償したり、という複雑な関係にある」ものであると定義した（上野 1996：203-204）。英子さんや浦上の女性たちが経験した差別も、さまざまな要因が絡み合い、影響し合い、複雑な構造となっている点で、「複合差別」であったと言える。繁美さん自身は男性だが、同じ地域で暮らす差別に苦しみながら生きる女性たちを見てきた。繁美さんの原爆に対する宗教的な解釈は、浦上という特徴的な地域とカトリックのスピリチュアルな理解を反映しており、個人的経験や集合的経験とは違う、文化的な苦悩の解釈および経験とも捉えられる。すなわち、「被爆者であること」のほかに、「女性（ジェンダー）」、「障害」、「宗教」、「地域性」など、さまざまなマイノリティ性が権力関係の中に放り込まれ、それぞれ独立せずに相互に作用し合っているという点で、「インターセクショナルリティ」の視点から捉えることも可能である（Collins 2020=2021：16）。上記の通り、被爆地に生まれた慣習的な共通感覚は、苦難を耐え凌ぐための術となり、同時に苦難を倍増させる装置としても働いた。被爆後の長崎を生き残った人たちの間で、ある言説が力を持ち、構造化していった背景を知るためには、文化的な「病い」の理解が不可欠である。

以上に記した「身体」・「社会」・「文化」の側面から「病い」が構成されており、「疾患」や「病い」の概念と合わせることによって、当事者からみた被爆の経験を解釈し、描くことができる。

### 1. 3 「生活戦術」

クライマンの「患うこと」についての理論だけでは十分に議論することのできない、具体的な対処の方法について、セルトーの「生活戦術」という概念から分析する。2章および3章ではそれぞれ松谷英子さんと深堀繁美さんの生活戦術について記述してきた。ここでは、2人の生活戦術に共通することを2点挙げる。

1点目は、ネットワークを活用することである。英子さんの「長崎原爆青年乙女の会」と「被爆者の店」、繁美さんの浦上教会など、自助グループやアソシエーション、コミュニティといった、何らかの

ネットワークに2人は所属していた。それぞれの集団は労働や宗教実践の場として設けられていたが、ネットワークで築かれた人脈、すなわち社会関係資本を通じ、直面する困難に対処していた。

「<sup>フ</sup>自分の外にある力」を利用して、快適な環境を生み出すその技術は、「あざやかな独創」である (de Certeau 1980=1987 : 121-127)。

2点目は、2人の生活の中で日々繰り返される実践である。2人は、「3食きちんと食べること」や「毎日お風呂に入ること」、「背筋を伸ばして椅子に腰掛ける」など、小さな戦術を積み重ねて自身の健康を保つ。傷の慢性的な痛みや、失ったものたち—浦上天主堂や家族、友人たち—に対するスピリチュアルな痛みとともに生きるための戦術的な実践である。同じ長崎の地で、英子さんは、「ぼちぼち」のリズムを刻み、繁美さんは「ただ祈る」毎日を過ごす。

戦後、産業が急速に成長した日本の社会で、戦争の犠牲となった被爆者たちへの十分な補償制度はなく、結婚や就職などのライフステージに関わることや、日常的な場面において差別を受けた。忘れられた被爆者たちは、自助グループやアソシエーション、コミュニティの機能を活用して「<sup>フ</sup>なんとかやっついていく」術を手に入れようとした (de Certeau 1980=1987 : 106-109)。ここには、石田 (1973) のいう〈漂流〉の中にあるつつも〈抵抗〉し、もがき続けた被爆者たちの能動性がある。荒波のような、さまざまな困難をくぐり抜ける航海術のような彼／女らの生活戦術は、苦悩の中にありながらも強かに、しなやかに、日々を編んできた知恵の結晶である。

## 2 本研究の意義と課題

### 2.1 意義

本研究は、学術的な文脈における批判的な提言と、実践に則した提案を行う点で大変意義がある。

まず、学術的な意義として、本研究は、先行研究ではほとんど取り上げられてこなかった、被爆者の戦後の生活史をテーマとし、「生活者としての被爆者」を描くことを目的とした。被爆者の生活史研究は、石田 (1973) をはじめとした一橋大学のチームによる調査が有名だが、戦後70年以上経過した現在の被爆者の様子を丹念に調査した研究は少ない。被爆者たちは高齢化し、まわりの生存被爆者も少なくなり、身寄りのない被爆者も多い。このような状況にある中、被爆者の現状を世に知らせるための研究が活発に行われるべきである。そのため、本研究は、2000年代も20年台に突入してもなお原爆投下当時の経験が影を落とす「被爆者のその後の生活」を描いている点で意義がある。

加えて、本研究は、「患うこと」という概念を使い、当事者からみた被爆の経験に注目した。これまで社会福祉の研究においては、当事者の経験に徹底的に寄り添うのではなく、「ニーズ」や「生活困難」

と捉え、課題解決の対象とする傾向があった。一方、本研究では、「患うこと」を詳細に分析・記述し、文化的あるいは社会的な文脈を通して当事者の視点そのものを重視した。

黒岩（2015）が指摘するように、社会福祉の研究やソーシャルワーク教育のカリキュラムには、被爆者に関する問題を取り入れたものが極端に少ない。日本の社会福祉制度に依拠したカリキュラムの作成をはじめとして、さまざまな政治的な課題が背景にあることが考えられるが、“個人的なことはすべて政治的である”と言われるように、全ての問題は政治的な議論をはらむ。特にソーシャルワークにおいて、クライアントのニーズに対して働きかけるとき、政治的文脈が必要となる（Baines 2017：7）。確かに制度体系に沿ったカリキュラムも重要であるが、根本的な問題に立ち向かう「反抑圧的ソーシャルワーク（AOP：Anti-Oppressive Practice）」のような取り組みは、制度の枠を飛び越え差別問題そのものに抵抗するという点で、注目に値する（坂本ら 2021：13）。人々の福祉・平和に直接的に関係する、被爆あるいは核の問題を、日本でも積極的に取り上げるべきである。

次に、実践上の意義について検討する。現行の被爆者援護法は、措置制度として制定された社会保障政策である。しかし、国家による戦争の犠牲となった被爆者に対しては、国家補償としての被爆者援護が不可欠であり、早急に立法・施行すべきである。これは、福島をはじめとする原子力産業の被害者に対する援護についても同様である。特に、被爆2世や被爆3世に対する援護はさらに貧弱である。被爆2世たちは毎年実施される健康診断を受けることは可能であるが、手帳の発行などはされていない<sup>50</sup>。被爆2世たちによる自助グループである「全国被爆二世団体連絡協議会」<sup>51</sup>などが中心に活動しており、国家による援助施策を要求している。被爆者援護のような実践の場においてこそ、当事者からの視点が必要になるため、クラインマンが提唱した「患うこと」の経験を解釈するための観点が重要である。

## 2. 2 課題

本研究が達成できていない課題として以下の5つの点を挙げる。

第一に、十分な量と質のインタビュー調査ができていない点である。松谷英子さんには2度の訪問による聞き取り調査ができたが、「被爆者の店」についての情報が少なく、英子さんの人生経験の中でさらに調査を重ねたい箇所がある。対して、深堀繁美さんと対面したのは1度だけで、論文の方向性が未だ定まっていない時点でのインタビューであった。さらに、浦上の地域性や宗教的理解についての事前知識もあまりない状態でインタビューを実施したため、宗教的文脈における繁美さんの解釈について掘り下げることができなかった。そして、問いに関係する追加調査も遂行できなかった。今後は、インフォーマントの属性や背景について、先行研究の調査を進めるとともに、生活経験や「生活戦術」という



問いに沿うかたちで追加調査を重ねることと、より多くのインフォーマントと出会い、さまざまな視点から、被爆者の生活経験と生活戦術についての実相を描き出すことを課題とする。

第二に、インフォーマントの2人の生活史や経験の交差するところを十分に描けていない点である。英子さんと繁美さんの間には約10年の年齢差があるとはいえ、長崎の地で同じ時間を共有し、目まぐるしく変わる戦後の時代をともに生きてきた。英子さんが働いていた「被爆者の店」と、繁美さんが勤務していた高校は、どちらも長崎市の平和公園近くにある。どこかですれ違ったことや、言葉を交わしたことがあったかもしれない。物理的な近接性のみならず、「ジェンダー」、「階層」、「地域性」、「スピリチュアリティ」、「アイデンティティ」といった属性や差別の構造において、2人の重なる部分がさらなる調査で見つかるかもしれない。本論文は2人がつながる部分を記述することができなかったため、今後のインタビューや文献調査を通して分析したい。

第三に、繁美さんの出身地である浦上を、カトリック信徒の目線からしか語るができなかった点である。浦上の歴史は被差別部落の人々が経験した被抑圧の歴史抜きでは語ることはできない。浦上をカトリック信徒の街として一般化することは、被差別部落の人たちの苦難の歴史を排除することとなり、それは暴力でもある (McClelland & Chapman 2020 : 392-394)。今回の研究においては、被差別部落民とカトリック信徒たちの2つのコミュニティが経験した差別の経験と、両者の交流の歴史を、繁美さんの語りの中から取り出すことができなかった。カトリック信徒たちが受けた迫害や差別の歴史もちろん忘れてはならないが、被差別部落民に対する差別もさらに酷いものであった<sup>52</sup>。「被差別部落は存在しない」<sup>53</sup>として存在を抹消され、「沈黙」のうちに抑圧されてきた被差別部落の人々をはじめとして、その他の「忘れ去られた」マイノリティの被爆者たち<sup>54</sup>の経験を反映させる必要がある。

第四に、本論文に出てくる語りにおいて、出生児の障害を理由にした差別についての描写がある。被爆した女性たちが、就職や結婚、出産に際して差別を受けたことは紛れもない事実だが、その背景には、障害を忌避する「優生学的思想」に基づく社会風潮や基盤があったことを忘れてはならない。本論文では、障害者に対する差別が社会全体のみならず、被爆者自身にも内在することについて掘り下げることができなかったため、今後の課題としたい。

第五に、今回の調査や論文で描き出された被爆の経験は、あくまで一部分の表象でしかないという点である。松谷英子さんと深堀繁美さんの語りから得られた生活経験と、困難への対処の方法を、被爆者一般に当てはめることはできない。ある被爆者の生き方や原爆の解釈を知ることによって、その人が経験した被爆という「病い」の経験を追体験することが本研究のねらいである。しかし、キノコ雲の下で起こっていたこと、被爆者のその後の人生の全体像を世界の多くの人に伝えるため、被爆経験を総合的に記述する術を探りつつ今後も研究を続ける必要がある。

## あとがき

松谷英子さんへの2度目のインタビューをそろそろ切り上げようというとき、ふと英子さんがこんなことを口にした。

「私はね、本当だったら、あのなんていうかな。運動をしたかったの。ほら、バレー。学生の際はね、もしあれだったら私、バレーをしてたと思う。」

なぜ突然、と思った。数多くあるスポーツ競技の中から、なぜ「バレー」が選ばれたのだろう、と思った。インタビューを終えた筆者は、お土産にもらったたくさんのマルボーロと芋けんぴをバックパックに詰め、英子さんの自宅を後にした。帰りのバスの中で、英子さんが話したことについてもう一度考えていた。運動会や体育の授業は見学ばかりだった英子さんは、小学校低学年で走ることをやめた。その後は、運動やスポーツとはほとんど縁のない生活を送った。それでも、学生時代には「バレー」をしたかったのだという。「なぜバレーなのか」とその場で聞いてみたが、英子さん自身にも明確な理由はないようだった。しかし、語気を強めて、「(被爆をしていなかったら)バレーをしてたと思う」と言った英子さんの顔は真剣だった。

この論文では、「被爆」という、想像を絶するような体験をし、さまざまな困難や差別に直面しながらも、「戦術」を駆使して生きる2人の「つよい」姿を描いた。しかし、被爆をしてからの76年間、一貫して強く抵抗してきたわけではなかったはずだ。「もし被爆をしていなかったら」と考えたことも何度となくあっただろう。どうしても耐えきれない辛さや、乗り越えることが難しい壁にも出会ってきたはずだ。「バレーをしたかった」という英子さんの言葉は、そのような「よわさ」も持ち合わせながら生きてきた英子さんの経験を想起させる。

語りの中に登場するディティールは、語り手の人生の解像された一片を聞き手の世界にもたらす。英子さんは「被爆者」として生きる経験の一部を、語りのディティールを通して筆者に教えてくれた。

今日も英子さんは「ぼちぼち」のリズムで、暮らしているのだろう。

(40字×30行 46133字)

## 脚注)

### 【序章】

<sup>1</sup> 黒岩 (2015 : 65-66) , 「e-GOV 法令検索」を参考に筆者作成。

「被爆者」の定義
「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第一条 次の各号のいずれかに該当する者で、被爆者健康手帳の交付を受けた者
1. 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者 (直接被爆者)
2. 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者 (入市被爆者)
3. 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又ははその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けようとする事情の下にあった者 (救護や死体処理にあたった被爆者)
4. 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者 (胎内被爆者)

<sup>2</sup> C・ライト・ミルズは、「社会学的想像力」を「歴史と個人史とを、さらには社会のなかでの両者の関わりを洞察する」技術であるとした (Mills 1959=2017 : 20) 。

<sup>3</sup> 慰霊碑に使われる「韓国人」の表記に関して、在日本大韓民国居留民団 (通称：民団) は「南も北も関係ない大韓民族の慰霊碑」と主張したが、在日本朝鮮人総連合 (通称：総連) は、慰霊祭から排除され、独自の慰霊碑を作る許可を広島市に要請していた。日本による植民地支配の歴史や冷戦の流れを汲んだ朝鮮戦争による分断が、原爆被害者の記憶において「深い溝」を作り出したと米山は指摘する (Yoneyama 1999=2005 : 217-218) 。

### 【第1章】

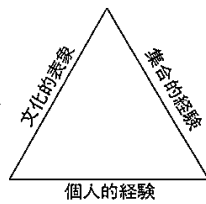
<sup>4</sup> 1998年のインドとパキスタンの核実験をきっかけに、被爆者や被爆地の市民によって構成される「ながさき平和大集会」に参加する団体の呼びかけから発足された。毎年8月、全国の高校生によって集められた核廃絶を求める署名をスイス・ジュネーブの国連欧州軍縮本部へと届けている。2018年からは、ノーベル平和賞にもノミネートされている。高校生平和大使派遣委員会 HP (<https://peacefulworld10000.com/heiwataishi> 閲覧日：2021年12月11日) 。

<sup>5</sup> 2001年、高校生たちの呼びかけによって始まった署名活動。長崎では毎週日曜日に2時間ほど、高校生が自主的に集まり、署名を集めている。長崎で始まった活動は今では全国に広がり、在韓被爆者の問題をはじめとして海外でも活動をおこなっている (高校生平和大使派遣委員会 HP <https://peacefulworld10000.com/shomeikatsudo> 閲覧日：2021年12月11日) 。

<sup>6</sup> 朝日新聞 (2021.5.16) 『長崎平和公園「被爆者の店」の業者撤退、後継者を募集中』  
(<https://www.asahi.com/articles/ASP5H5244P4QTOLB00Q.html> 閲覧日：2021年12月11日)

<sup>7</sup> 「被爆者援護法」に基づく措置制度によって、特別養護ホームなどを備える施設である。社会福祉法人純心聖母会 恵の丘長崎原爆ホーム (別館) HP (<https://junshin-seibo.or.jp/pages/33/> 閲覧日：2021年12月9日) 。

<sup>8</sup> 爆心地近くでは、ピカッと光っただけで音は聞こえなかったという語りもある。



9

出典：Kleinman (1988=1996 : iv)

## 【第2章】

<sup>10</sup> 養父は漁船に乗っていた。佐世保海兵隊へ徴用され沖縄に持ち船ごと派遣されていたが、派遣先の沖縄で大空襲を経験。船を失くしたため「着の身着のまま」長崎に戻り、1週間の休暇をもらい、ちょうど家に帰っていた（長崎原爆松谷訴訟を支援する会 1993 : 64）。

<sup>11</sup> ユキノシタ：「民間薬として中耳炎や腫物、むくみに用いられる。」<http://kayaku.jp/1279/>（閲覧日：2021年9月29日）

<sup>12</sup> 五島に移る前、一度シマさんと英子さんだけで、愛野に疎開している。（米軍が殺しに来ると噂されていたため。）

<sup>13</sup> 責任であり、愛でもある。養母（シマさん）自身も被爆をしているのにも関わらず、自らに責任を追及する。

<sup>14</sup> 英子さんの治療費を捻出するため、五島の家は売り払った（長崎原爆松谷訴訟を支援する会 1993 : 9）。

<sup>15</sup> 107段（長崎原爆松谷訴訟を支援する会 1993 : 10）。

<sup>16</sup> 「ごっちゃん」や「ごっちゃんごごにじゅうご」などという言葉。

<sup>17</sup> 「乙女の会」と「原爆青年の会」が組織的に合体し、「原爆青年乙女の会」となる。

<sup>18</sup> ケロイド：「熱傷の後、傷面の修復のため形成される瘢痕組織が過剰に増殖し、あたかも蟹の甲と脚を皮膚面にはりつけたような、不規則な隆起を生ずる状態」（[https://www.genken.nagasaki-u.ac.jp/abomb/keloid\\_j.html](https://www.genken.nagasaki-u.ac.jp/abomb/keloid_j.html) 閲覧日：2021年10月11日）

<sup>19</sup> 山口仙二：14歳のとき長崎で被爆し大火傷を負う。ケロイド痕の写真が長崎原爆資料館に展示されている。長く被爆者運動を牽引してきた。2013年死没。NHK 人物録（[https://www2.nhk.or.jp/archives/jinbutsu/detail.cgi?das\\_id=D0009250399\\_00000](https://www2.nhk.or.jp/archives/jinbutsu/detail.cgi?das_id=D0009250399_00000) 閲覧日：2021年12月11日）

<sup>20</sup> 長崎では5つの被爆者団体が主に活動しており、「長崎被爆者5団体」と言われる。設立順に、①「一般財団法人 長崎原爆被災者協議会」、②「長崎原爆遺族会」、③「長崎県被爆者手帳友の会」、④「長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会」、⑤「長崎県被爆者手帳友愛会」の5つである（長崎市原爆被爆対策部 2019 : 286-287）。

<sup>21</sup> 「原水爆禁止世界大会を通じて寄せられた被爆者救援金」が原資である（横山 2020 : 148）。

<sup>22</sup> 英子さんが働いていた「被爆者の店」は1965年、日本自転車振興会からの補助金を得て、地上2階、地下1階の鉄筋コンクリートの建物へと建て替わった。「被爆者の店」の売店は2階、食堂が1階、事務局は地下1階に位置していた（横山 2020 : 148）。

<sup>23</sup> 「宝町」というバス停。

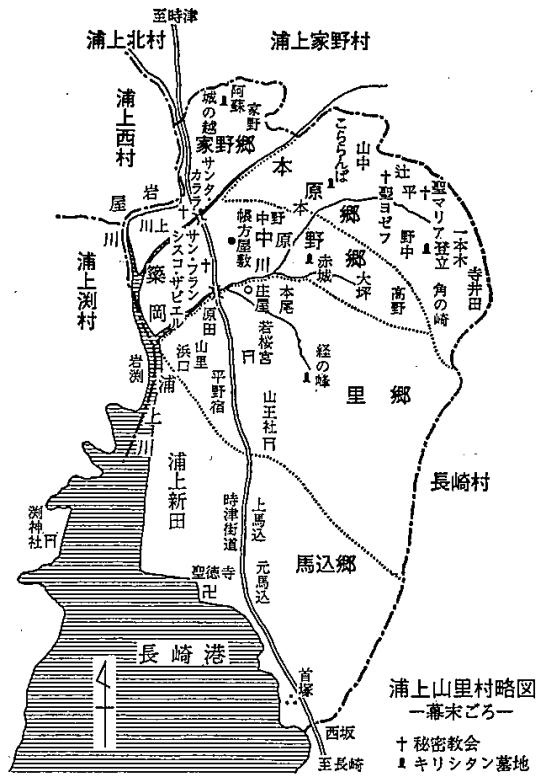
<sup>24</sup> カステラなどのお菓子が販売されていた。初期には売店内に食堂があり、うどんなども販売していた（英子さん談）。

<sup>25</sup> 福田須磨子さんのテーブルクロスや、詩集など。商品のひとつである「マリア人形」は、人形の目の部分以外は被爆者たちで手作りしていた（英子さん談）。

### 【第3章】

<sup>26</sup> 「浦上」という地名は幾度かの行政合併によって、現在は正式な行政地区名称ではなく通称である（四條 2015 : 36-38）。

「浦上」は、繁美さんが育った浦上山里村をはじめとして、浦上家野村、浦上北村、浦上西村、浦上淵村に分かれていた。



浦上山里村の略図

出典：浦上小教区編（1983：23）

<sup>27</sup> ここでは家野郷、本原郷、中野郷、里郷を指す。当時の長崎市と浦上山里村の4郷との境にあった馬込郷は、被差別部落の人々が強制的に集団移住させられていた（磯本 1985 : 63）。馬込郷の被差別部落の人々は、キリシタン捕縛の実行部隊を担われ、キリシタンと部落の人々の間には「対立関係が生まれ」ていたという（阿南 2009 : 206）。

<sup>28</sup> 浦上山里村のうち、4郷の全農民がキリシタンであったことが記述されている（浦上小教区編 1983 : 24）。

<sup>29</sup> 1858年、日仏通商条約第4条によってフランス人居留地区である大浦での礼拝堂建設が認められ、1865年、大浦天主堂が建立された。同年、大浦天主堂のプチジャン神父の前で浦上の隠れキリシタンが信仰告白をし、歴史的な「信徒発見」がなされた（浦上小教区編 1983 : 35-36）。

<sup>30</sup> 大浦は港に近い地域で、造船工場があった。繁美さんは造船のための労働に従事することもあった。

<sup>31</sup> 工場で使用する部品などの貨物を運ぶ小さな機関車が走るためのトンネルだった。

---

<sup>32</sup> 繁美さんは8人兄弟。姉2人は繁美さんが幼児のときに亡くなっているため、原爆投下時は6人兄弟だった。一番上のお兄さんは戦地へ出兵していたので、原爆死を免れている。

<sup>33</sup> 長崎原爆資料館「B-1 原子野と化した長崎の街」 (<https://nabmuseum.jp/genbaku/tenji/higai/> 閲覧日：2021年11月12日)

<sup>34</sup> 繁美さんのお母さんは繁美さんが小さいときに病気で亡くなっている。以来、繁美さんのお姉さんが母親の代わりとなって、家族の世話を担当していた。

<sup>35</sup> 当時、米俵1俵(60kg)が2円64銭程度である。

<sup>36</sup> 長崎教区カトリック浦上教会「柿の木と手水石」 (<http://www1.odn.ne.jp/uracathe/20200820kakinokitocyouzuishi.html> 閲覧日：2021年11月30日)

<sup>37</sup> 自身も被爆者で、「九死に一生」をえた人である(高瀬2009:113)。

<sup>38</sup> 長崎市とセントポール市の姉妹都市提携の記念事業としての渡米だったが、1ヶ月の間、シカゴやハワイ、ワシントンなどで「大掛かりな『招待』」を受けた(同掲書117-134)。

<sup>39</sup> 原爆投下責任を不明瞭にするような「落下」という表記には賛否両論あり、「爆心地公園」という通称を使う人も多い。

<sup>40</sup> 「五島列島」長崎県の島。長崎港から西に100kmに位置する。Wikipedia

(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%94%E5%B3%B6%E5%88%97%E5%B3%B6> 閲覧日：2021年11月23日)

<sup>41</sup> カトリックの慣習により、神父は未婚でないといけない。

<sup>42</sup> 浦上では土地が安く買えたため、五島から移住し家を建てる人が多かった(繁美さん談)。

<sup>43</sup> 「浦上燔祭説」：元長崎大学教授の高橋真司によってまとめられた永井隆の原爆に関する思想。浦上のカトリック信徒である永井が、浦上への原爆投下を①「神の摂理」②「燔祭」③「試練」の概念によって説明した、と高橋は指摘する。①：『米軍の飛行士は浦上を狙ったのではなく、神の摂理によって』浦上に爆弾が投下されたというもの、②：原爆死した浦上の信徒たちは『潔き<sup>こひつじ</sup>羔』、すなわち「神の祭壇に捧げられた犠牲の子羊」であるというもの、③：『数々の殉教、不断の迫害』を受けてきた浦上は、『深く天主に愛さるゝ村』であり、さらに原爆も「神から与えられた試練」であったというものである(同志社大学宗教部編1987:48-49)。

<sup>44</sup> 1614年の「禁教令」発布以降、約250年もの間、キリスト教徒は迫害の対象となった(四條2015:34-36)。

<sup>45</sup> 浦上山里村の4郷のキリシタンたちの多くが農地を所有していた(磯本1985:78-79)。

<sup>46</sup> クロスに由来する、キリシタンを侮蔑する言葉(磯本1985:78)。

<sup>47</sup> レビ記1章~7章、16章(旧約聖書)。供犠規定と細かな意義やのうち、高橋の定説に使われた「燔祭」は、1章に記述される「供物を焼く方法」について述べた箇所からの引用と思われる。永井のいうキリスト教的罪意識からくる捧げ物(羔<sup>こひつじ</sup>)は、4章「罪祭」にあたる、バビロン捕囚(紀元前6世紀)以降に発達した深刻な罪意識を反映する、「祭儀的犠牲」を指すと考えられる(教文館1963:255)。

---

<sup>48</sup> これまで弾圧のひとつの手法として多くの浦上の信徒たちが全国へと散り散りにされた。徳川幕府によって始められた迫害のうち、1867年から1873年にかけておこなわれた大規模な「旅」は「浦上四番崩れ」とも呼ばれる。原爆投下は、これまで4度起こった大きな「崩れ」に続く5番目の迫害という意味がこめられている（McClelland & Chapman 2020 : 386）。

<sup>49</sup> 長崎医科大学勤務中に被爆したものの救護活動、執筆活動に命を捧げた永井隆は、多くのカトリック信徒たちの原爆観に影響を与えた。1945年11月23日に浦上天主堂の廃墟前でおこなわれた原爆死没者への合同慰霊祭において、永井は浦上の信徒代表として「原子爆弾死者合同葬弔辞」を読み上げた（高橋1994 : 198）。浦上地区が原爆によって受けた凄まじいほどの衝撃を宗教的に解釈し、「なぜ原爆が浦上に落とされたのか」という、犠牲者の誰もがもつ問いに出口を与えた。しかし、浦上の信徒の中にも、永井の考えとは一線を画するものや、永井の考えを理由に信仰をやめ、浦上を離れるものまでも現れたことを忘れてはならないだろう。

### 【終章】

<sup>50</sup> 朝日新聞（2021.1.27）『被爆2世に健康管理のための手帳を発行へ 長崎市』

（<https://www.asahi.com/articles/ASPIV6QLFP1VTOLB006.html> 閲覧日：2021年12月20日）

<sup>51</sup> 全国被爆二世団体連絡協議会 HP（<http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/> 閲覧日：2021年12月20日）

<sup>52</sup> 1946年の「戦災復興土地区画整理事業」や1949年の「長崎国際文化都市建設法」の施行により、原爆投下によってほとんど壊滅した部落地域のうち唯一焼け残った共同墓地が破壊された。「幹線道路の建設」（約数十メートル）という名目で、多くの被差別部落民が立退を強制された。「浦上町」は「緑町」と改名され、意図的に歴史から抹消されていったと言える（磯本1985 : 13-15）。

<sup>53</sup> 1971年の同和対策審議会による全国同和地域基礎調査における長崎市の報告で、長崎市は部落地域に「該当なし」と回答し、「長崎には部落はない」と公言した（同掲書14）。

<sup>54</sup> 朝鮮人被爆者や中国人被爆者、外国籍の捕虜（俘虜）の被爆者などを指す。三菱などの軍需工場や炭鉱、刑務所などで強制動員・強制連行され労働していたときに被爆した人々などを含む（西村2016 : 106-111）。

## 引用文献

### <論文・書籍>

- 阿南重幸 (2009) 『被差別民の長崎・学貿易とキリシタンと被差別部落』長崎人権研究所.
- Baines, Donna. (2017) *Doing Anti-Oppressive Practice -Social Justice Social Work*, 3rd Ed., Fernwood Publishing.
- Collins, Patricia. and Bilge, S. (2020) *Intersectionality*, 2nd Ed., Polity Press Ltd. Cambridge. (=2021, 小原理乃訳『インターセクショナリティ』人文書院.)
- de Beauvoir, Simone. (1949) *Le deuxième sexe*, Éditions Gallimard. (=1966, 生島遼一訳『第二の性』人文書院.)
- de Certeau, Michel. (1980) *L'Invention du Quotidien. I. Arts de Faire*, Éditions Gallimard. (=1987, 山田登世子訳『日常の実践のポイエティック』筑摩書房.)
- 深谷直弘 (2018) 『原爆の記憶を継承する実践 長崎の被爆遺構保存と平和活動の社会的考察』新曜社.
- 福田須磨子 (1956) 「ひとりごと」長崎の証言会編『原子野に生きる 福田須磨子集』長崎の証言双書 1.P14.
- Good, J. Byron. (1994) *Medicine, Rationality, and Experience: An Anthropological Perspective*, Cambridge University Press. (=2001, 江口重幸・五木田紳・下地明友ほか訳『医療・合理性・経験 バイロン・グッドの医療人類学講義』誠信書房.)
- Halbwachs, Maurice. (1950) *La Mémoire Collective*, Presses universitaires de France. (=1989, 小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社.)
- 石田忠 (1973) 『反原爆』未来社.
- 石原謙・大塚節治・村田四郎ほか (1970) 『キリスト教大辞典』教文館.
- 磯本恒信 (1985) 『よき日への軌跡』長崎県部落史研究所.
- 岸政彦 (2018) 『マンゴーと手榴弾』勁草書房.
- 岸政彦・石岡丈昇・丸山里美 (2016) 『質的社会調査の方法 他者の合理性の理解社会学』有斐閣.
- Kleinman, Arthur. (1988) *The Illness Narratives: Suffering, Healing and the Human Condition*, Basic Books, Inc. (=1996, 江口重幸・五木田紳・上野豪志訳『病いの語り 慢性の病いをめぐる臨床人類学』誠信書房.)
- 黒岩晴子 (2009) 「医療ソーシャルワーカーの被爆者支援と同行過程—苦悩を気遣い共に歩む—」『社会福祉学論集 (佛教大学社会福祉学部)』 5. 52-66.
- 黒岩晴子 (2012) 『被爆者を援助しつつける医療ソーシャルワーカーたち』本の泉社.
- 黒岩晴子 (2015) 『ソーシャルワーカーは平和とともに「いのち」「暮らし」「こころ」に寄り添う福祉専門職へ』日本機関紙出版センター.
- Lifton, J. Robert. (1968) *Death in Life -Survivors of Hiroshima*, University of North Carolina Press. (=2009, 榊井迪夫・湯浅信之・越智道雄ほか訳『ヒロシマを生き抜く 精神的考察上』岩波書店.)
- 真島一郎 (2014) 「いのちの翻訳—社会人類学のために—」『立命館大学国際言語文化研究所』 26(2). 75-90.
- McClelland, Gwyn and Chapman, D. (2020) *Silences: The Catholics, the Untouchables and the Nagasaki Atomic Bomb*. *Asian Studies Review*. 44(3). 382-400.



Mills, Wright, C. (1959) *The Sociological Imagination*. Oxford University Press. (=2017, 伊奈正人・中村好孝訳『社会学的想像力』筑摩書房.)

Murphy, F. Robert. (1987) *The Body Silent*, Henry Holt and Company, Inc. (=1997, 辻信一訳『ボディ・サイレント—病いと障害の人類学』新宿書房.)

直野章子 (2011) 『被ばくと補償 広島、長崎、そして福島』平凡社.

西村豊行 (2016) 『ナガサキの被爆者 —死者の民衆は数えきれない』社会評論社.

坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛ほか (2021) 『脱「いい子」のソーシャルワーク 反抑圧的な実践と理論』現代書館.

四條知恵 (2015) 『浦上の原爆の語り』未来社.

高橋眞司 (1994) 『長崎にあつて哲学する —核時代の死と生』北樹出版.

高瀬毅 (2009) 『ナガサキ 消えたもう一つの「原爆ドーム」』平凡社.

高山真 (2016) 『<被爆者>になる 変容する<わたし>のライフストーリー・インタビュー』せりか書房.

Yoneyama, Lisa. (1999) *Hiroshima Traces -Time, Space, and the Dialectics of Memory*, University of California Press. (=2005, 小沢弘明・小澤祥子・小田島勝浩訳『広島 記憶のポリティクス』岩波書店.)

内山田康 (2019) 『原子力の人類学』青弓社.

上野千鶴子 (1996) 「複合差別論」『差別と共生の社会学』岩波講座.現代社会学 15. 岩波書店. 203-232.

上野千鶴子 (2018) 『情報生産者になる』筑摩書房.

浦上小教区編 (1983) 『神の家族 400年・浦上小教区沿革史』浦上カトリック協会.

#### <報告書・機関紙>

原爆松谷裁判ネットワーク (1998) 「3歳5か月のとき被爆したわたしは...これが原爆松谷裁判です」

長崎原爆松谷訴訟を支援する会 (1993) 「松谷英子の証言」『長崎原爆松谷訴訟』資料集 6.

長崎原爆松谷訴訟を支援する会 (2001) 「長崎原爆松谷訴訟 12年間のたたかひの記録」『支援する会にゆうす』縮刷版.

長崎市被爆継承課 (2016) 「第2章 長崎原爆遺跡に関する調査 第3節 浦上天主堂旧鐘楼」『長崎原爆遺跡調査報告書 (1)』長崎市原爆被爆対策部被爆継承課. 120-137.

長崎市原爆被爆対策部 (2019) 『原爆被爆者対策事業概要 (令和元年度版)』長崎市原爆被爆対策部調査課.

高橋眞司 (1987) 「長崎の鐘再考—永井隆と浦上燔祭説—」『月刊チャペル・アワー』同志社大学宗教部. 149. 43-58.

山口響 (2020) 「『被爆者の店』の終わり」ピープルズ・プラン研究所『季刊 ピープルズ・プラン』90. 地域から長崎④. 146-148.

横山照子 (2020) 「長崎被災協の相談活動と共に」一般財団法人長崎原爆被災者協議会『平和を被爆から75年を生き抜いて』147-161.

#### <新聞記事>

朝日新聞 (2021.1.27) 「被爆2世に健康管理のための手帳を発行へ 長崎市」

(<https://www.asahi.com/articles/ASPIV6QLFPIVTOLB006.html>, 2021.12.20).

朝日新聞 (2021.5.16) 「長崎平和公園『被爆者の店』の業者撤退、後継者を募集中」

(<https://www.asahi.com/articles/ASP5H5244P4QTOLB00Q.html>, 2021.12.11).

被団協新聞 (1989.5.6) 「原爆症と認めて長崎原爆松谷訴訟」 124.

## <ウェブサイト>

e-GOV 法令検索「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(<https://elaws.e>

[gov.jp/document?lawid=406AC000000117\\_20160401\\_426AC0000000069](http://gov.jp/document?lawid=406AC000000117_20160401_426AC0000000069), 2021.12.20).

公益社団法人鹿児島県薬剤師会「ユキノシタ」(<http://kayaku.jp/1279/>, 2021.9.29).

高校生平和大使・高校生 1 万人署名活動「高校生平和大使とは・高校生 1 万人署名活動」(<https://peacefulworld10000.com/>, 2021.12.11).

厚生労働省 (2021) 「被爆者数・平均年齢」 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13411.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13411.html), 2021.8.30) .

長崎大学原爆後障害医療研究所「長崎原子爆弾の医学的影響 ケロイド」([https://www.genken.nagasaki-u.ac.jp/abomb/keloid\\_j.html](https://www.genken.nagasaki-u.ac.jp/abomb/keloid_j.html), 2021.10.11).

長崎原爆資料館「B-1 原子野と化した長崎の街」(<https://nabmuseum.jp/genbaku/tenji/higai/>, 2021.11.1).

長崎教区カトリック浦上教会「柿の木と手水石」(<http://www1.odn.ne.jp/uracathe/20200820kakinokitocyouzuishi.html>, 2021.11.30).

NHK 人物録「山口仙二」([https://www2.nhk.or.jp/archives/jinbutsu/detail.cgi?das\\_id=D0009250399\\_00000](https://www2.nhk.or.jp/archives/jinbutsu/detail.cgi?das_id=D0009250399_00000), 2021.12.11).

社会福祉法人純心聖母会「恵の丘長崎原爆ホーム (別館)」(<https://junshin-seibo.or.jp/pages/33/>, 2021.12.9).

Wikipedia「五島列島」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%94%E5%B3%B6%E5%88%97%E5%B3%B6>, 2021.11.23).

全国被爆二世団体連絡協議会 (<http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/>, 2021.12.20).

## 謝辞

さまざまな人たちのお力添えにより、本論文を書き上げることができた。

昨年の初夏、初めてのインタビュー調査に緊張する筆者を優しく迎え入れ、質問に丁寧に答えてくださった松谷英子さん。同年秋、司祭館に招き入れ、浦上への想いを語ってくださった深堀繁美さん。本研究は、2人の経験を出発点とし、これからも拡大していく。

鈴木良先生には、論文の基礎から理論的応用まで 2 年間たくさんのご助言をいただき、手厚い指導を受けた。ゼミ生の清水亮子さんとは、互いのテーマ・問いについて語り合うことができた。毎週のゼミの時間は刺激的だった。他にも、関連資料収集やキリスト教的概念の解釈に際し、多方面からの関係者の方々にご支援いただいた。

本論文では、2人の語りや蓄積された多くの文献との対話を重ね、「被爆」という経験の複雑さに触れた。研究を進めるうち、無数の個 —アレクシエーヴィチのいう「小さき人々」によって紡がれてきた物語をなぞるような感覚を抱いた。国家によって造られる大きな歴史ではなく、その時代を生きた人々の言葉によって彩られる、経験された歴史を描き出すことを目標に、今後も研究を続けていきたいと思う。

本研究にご協力いただいた松谷英子さん、深堀繁美さん、関係者の方々に、深く感謝申し上げます。